

＜＜定例記者会見次第＞＞

令和8年2月9日（月）
午後1時00分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和8年小田原市議会3月定例会議案 (資料1)
2. 令和7年度3月補正予算（案） (資料2)
3. 令和8年度当初予算（案） (資料3)
4. その他

(事務担当) 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和 8 年 小田原市議会 3 月 定例会 提出議案件数

【令和 8 年 2 月 9 日現在】(令和 8 年 2 月 16 日提出)

区分		件数	内容
初日承認	専決処分の承認	1 件	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度一般会計補正予算
	小計	1 件	
常任委員会付託	補正予算	11 件	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度一般会計 令和 7 年度競輪事業特別会計 令和 7 年度天守閣事業特別会計 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計 令和 7 年度国民健康保険診療施設事業特別会計 令和 7 年度公設地方卸売市場事業特別会計 令和 7 年度介護保険事業特別会計 令和 7 年度後期高齢者医療事業特別会計 令和 7 年度広域消防事業特別会計 令和 7 年度地下街事業特別会計 令和 7 年度病院事業会計
			<p>一部改正 6 件</p> <ul style="list-style-type: none"> 部等設置条例 ※附則事項 消防長及び消防署長の資格を定める条例 (一部改正) 職員の定年等に関する条例 市税条例 公設地方卸売市場条例 開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (一部改正 2 件) 火災予防条例及び火入れに関する条例 (一部改正 2 件)
	条例議案	6 件	<ul style="list-style-type: none"> 市道路線の認定について
	事件議案	1 件	
	小計	18 件	

予算特別委員会付託	当 初 予 算	1 3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度一般会計 ・令和 8 年度競輪事業特別会計 ・令和 8 年度天守閣事業特別会計 ・令和 8 年度国民健康保険事業特別会計 ・令和 8 年度国民健康保険診療施設事業特別会計 ・令和 8 年度公設地方卸売市場事業特別会計 ・令和 8 年度介護保険事業特別会計 ・令和 8 年度後期高齢者医療事業特別会計 ・令和 8 年度広域消防事業特別会計 ・令和 8 年度地下街事業特別会計 ・令和 8 年度水道事業会計 ・令和 8 年度病院事業会計 ・令和 8 年度下水道事業会計
	条 例 議 案	1 2 件	<p>新規制定 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・県営土地改良事業分担金徴収条例 <p>一部改正 10 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律施行条例 ・附属機関設置条例 ・非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例 ・常勤の特別職職員の給与に関する条例 ・職員の給与に関する条例 ・国民健康保険条例 ・介護保険条例 ・水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 ・病院事業の設置等に関する条例 ・消防団員等公務災害補償条例
	小 計	2 5 件	
	合 計	4 4 件	

【令和 8 年 2 月 9 日現在】

区分		件数	内容
追加予定	人事案	1 件	意見案 1 件 ・人権擁護委員の推薦
合 計		1 件	

令和 8 年小田原市議会 3 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 8 年 2 月 9 日】(令和 8 年 2 月 16 日)

- 議案第 2 号 専決処分の承認について（令和 7 年度小田原市一般会計補正予算）
- 議案第 3 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 4 号 令和 7 年度小田原市競輪事業特別会計補正予算
- 議案第 5 号 令和 7 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算
- 議案第 6 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度小田原市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 10 号 令和 7 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第 11 号 令和 7 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度小田原地下街事業特別会計補正予算
- 議案第 13 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 14 号 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 市道路線の認定について
- 議案第 21 号 令和 8 年度小田原市一般会計予算
- 議案第 22 号 令和 8 年度小田原市競輪事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度小田原市介護保険事業特別会計予算

- 議案第28号 令和8年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度小田原市広域消防事業特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度小田原地下街事業特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度小田原市水道事業会計予算
- 議案第32号 令和8年度小田原市病院事業会計予算
- 議案第33号 令和8年度小田原市下水道事業会計予算
- 議案第34号 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第35号 小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例
- 議案第36号 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

追 加 予 定

意見案第1号 人権擁護委員の推薦

[参考：任期が満了する方] 沖津 おきつ よしかた 芳賢氏

提出議案 概要（専決処分の承認）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】（令和 8 年 2 月 16 日提出）

議案第 2 号 専決処分の承認について（令和 7 年度小田原市一般会計補正予算）

専決処分年月日 令和 8 年 1 月 23 日

[提案理由]

一般会計において、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するにあたり、特に緊急を要するため専決処分したので、議会の承認を得るため提案する。

提出議案 概要（補正予算）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】(令和 8 年 2 月 16 日提出)

議案第 3 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算

補正予算規模 4,664,989 千円 (82,992,503 千円→87,657,492 千円)

[歳出の概要]

○職員給与費（総務費）の増額	180,000 千円
○財政調整基金の積立て	1,210,485 千円
○災害対策用資機材整備事業費の増額（繰越明許費の追加）	35,475 千円
○過年度国県支出金等返還金の増額	715,496 千円
○戸籍・住民基本台帳等管理事務費の増額（繰越明許費の追加）	12,705 千円
○戸籍情報システム管理運用事業費の増額（繰越明許費の追加）	24,728 千円
○社会福祉基金、ふるさとみどり基金の積立て（寄附金充当）	1,214 千円
○高齢者エアコン購入費等助成事業費の計上（繰越明許費の追加）	8,000 千円
○障害福祉サービス等給付事業費の増額	525,100 千円
○障がい者エアコン購入費等助成事業費の計上（繰越明許費の追加）	2,000 千円
○障がい児通所支援事業費の増額	315,000 千円
○子ども医療費助成事業費の増額	29,115 千円
○こども計画推進事業費の増額	860 千円
○児童プラザ管理運営事業費の増額（寄附金充当）	900 千円
○民間施設等運営費補助事業費の増額	398,594 千円
○多様な保育推進補助事業費の増額	34,759 千円
○児童扶養手当支給事業費の増額	12,600 千円
○公立保育所管理運営事業費の増額（寄附金充当）（繰越明許費の追加）	950 千円
○生活保護事業費の増額	205,527 千円
○介護保険事業特別会計繰出金の増額	158,875 千円
○がん検診事業費の増額	24,371 千円
○予防接種事業費の増額	70,000 千円
○母子健康教育事業費の増額（寄附金充当）	150 千円
○病院事業会計補助金の計上	5,836 千円
○農道・用排水路整備事業費の増額（繰越明許費の追加）	112,174 千円
○小田原地下街事業特別会計繰出金の増額	30,000 千円
○公設地方卸売市場事業特別会計繰出金の減額	△2,662 千円
○地籍調査事業費の増額（繰越明許費の追加）	22,200 千円
○路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額（繰越明許費の追加）	63,296 千円
○広域消防事業特別会計繰出金の増額	164,293 千円
○I C T 活用教育推進事業費の増額	3,385 千円
○小学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）	132,028 千円
○中学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）	125,843 千円
○小田原アリーナ等管理運営事業費の増額	2,848 千円
○予備費の増額	38,844 千円

[歳入の概要]

○地方交付税の増額	276,742 千円
○子どものための教育・保育給付費負担金の増額	150,037 千円
○道路災害復旧事業費補助金の計上	6,023 千円
○繰越金の増額	2,499,174 千円
○競輪事業収入の増額	80,000 千円
○市債（道路橋りょう整備事業債）の減額	△6,000 千円

◆繰越明許費の追加 教育・保育関連事務

就学前教育・保育施設再編整備事業
農道・用排水路整備事業
市営漁港等管理整備事業
小田原漁港等整備事業
市民生活道路改良事業
河川改修事業
フラワーガーデン管理運営事業
史跡石垣山保全対策事業

議案第 4 号 令和 7 年度小田原市競輪事業特別会計補正予算

補正予算規模 191,169 千円 (39,470,000 千円→39,661,169 千円)

[歳入の概要]

○財産運用収入の増額	51 千円
○繰越金の増額	191,118 千円

[歳出の概要]

○一般管理費の増額	20,000 千円
○小田原競輪場施設等改善基金積立金の増額	300,051 千円
○一般会計繰出金の増額	80,000 千円
○予備費の減額	△208,882 千円

◆繰越明許費の追加 小田原競輪場本部棟消火栓設備設置事業

議案第 5 号 令和 7 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算

補正予算規模 34,714 千円 (146,000 千円→180,714 千円)

[歳入の概要]

○繰越金の増額	34,714 千円
---------	-----------

[歳出の概要]

○小田原城施設整備基金積立金の増額	34,000 千円
○予備費の増額	714 千円

議案第 6 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正予算規模 16,984 千円 (19,345,328 千円→19,362,312 千円)

[歳入の概要]

○県支出金の増額	10,000 千円
○繰越金の増額	6,984 千円

[歳出の概要]		
○保険給付費の増額	10,000 千円	
○諸支出金の増額	752 千円	
○予備費の増額	6,232 千円	

議案第 7 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算

補正予算規模 1,893 千円 (29,000 千円→30,893 千円)

[歳入の概要]		
○繰越金の増額	1,893 千円	

[歳出の概要]		
○予備費の増額	1,893 千円	

議案第 8 号 令和 7 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算

補正予算規模 △587 千円 (182,000 千円→181,413 千円)

[歳入の概要]		
○一般会計繰入金の減額	△2,662 千円	
○繰越金の増額	1,192 千円	
○諸収入の増額	883 千円	

[歳出の概要]		
○卸売市場費の減額	△1,111 千円	
○予備費の増額	524 千円	

◆継続費の変更 水産市場再整備基本構想策定事業

議案第 9 号 令和 7 年度小田原市介護保険事業特別会計補正予算

補正予算規模 1,290,939 千円 (18,454,000 千円→19,744,939 千円)

[歳入の概要]		
○国庫支出金の増額	274,511 千円	
○支払基金交付金の増額	286,606 千円	
○県支出金の増額	202,219 千円	
○一般会計繰入金の増額	158,875 千円	
○介護給付費等準備基金繰入金の計上	101,650 千円	
○繰越金の増額	267,078 千円	

[歳出の概要]		
○保険給付費の増額	1,271,000 千円	
○介護給付費等準備基金積立金の減額	△36,508 千円	
○諸支出金の増額	56,447 千円	

◆繰越明許費の追加 介護保険事務処理システム改修事業

議案第 10 号 令和 7 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

補正予算規模 85,122 千円 (6,031,480 千円→6,116,602 千円)

[歳入の概要]		
○繰越金の増額	85,122 千円	

[歳出の概要]

○後期高齢者医療広域連合納付金の増額 85,122 千円

議案第 11 号 令和 7 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算

補正予算規模 199,000 千円 (4,857,000 千円→5,056,000 千円)

[歳入の概要]

○消防費負担金の増額	33,707 千円
○一般会計繰入金の増額	164,293 千円
○寄附金の計上	1,000 千円

[歳出の概要]

○常備消防費の増額	198,000 千円
○救急訓練用備品購入費の計上 (寄附金充当)	1,000 千円

◆繰越明許費の追加 救急訓練用備品購入費

議案第 12 号 令和 7 年度小田原地下街事業特別会計補正予算

[歳入の概要]

○事業収入の減額	△35,052 千円
○一般会計繰入金の増額	30,000 千円
○繰越金の増額	5,052 千円

議案第 13 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算

補正予算規模 376,017 千円 (38,426,286 千円→38,802,303 千円)

[収入の概要]

○医業外収益の増額	16,680 千円
○企業債の減額	△56,400 千円
○補助金の増額	50,637 千円
○一般会計補助金の計上	5,836 千円
○市立病院新病院建設基金寄附金の増額	4,840 千円

[支出の概要]

○医業費用の増額	55,000 千円
○特別損失の増額	316,177 千円
○市立病院新病院建設基金の積立て (寄附金充当)	4,840 千円

提出議案 概要（常任委員会付託の条例議案）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】（令和 8 年 2 月 16 日提出）

議案第 14 号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第 7 次小田原市総合計画第 1 期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 コンプライアンス推進室の新設（第 1 条及び第 2 条関係）

職員のコンプライアンスの推進に関する事務を分掌させるため、新たにコンプライアンス推進室を設置することとし、当該事務を企画部コンプライアンス推進課からコンプライアンス推進室に移管することとする。

2 事務分掌の変更（第 2 条関係）

(1) 公共施設の総合的調整に関する事務

新たに公共施設の総合的調整に関する事務を企画部に分掌させることとする。

(2) 財政に関する事務

財政に関する事務を総務部から企画部に移管することとする。

(3) 定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務

定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務を企画部から総務部に移管することとする。

3 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正（附則第 2 項関係）

1 によるコンプライアンス推進室の新設に伴い、消防長の資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。（第 2 条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 15 号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため改正する。

[内 容]

1 管理監督職勤務上限年齢制に係る歯科医師の除外（第 5 条関係）

病院事業企業職員であって、管理職手当を支給される職にある歯科医師は、管理監督職勤務上限年齢制の対象としないこととする。

2 定年の引上げに関する経過措置に係る規定の整備（附則第 4 項関係）

病院事業の業務に従事する歯科医師の定年（満 65 歳）には、令和 13 年 4 月 1 日までの段階的な定年の引上げの経過措置を適用しないこととする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 16 号

小田原市市税例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加（第12条の2関係）

寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を追加することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加

令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用

2 上記以外

公布の日

議案第17号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

市長は、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならないこととする。（第35条の3及び第60条の2関係）

(1) 取扱品目のうち指定飲食料品等に該当するもの

(2) (1)について、指定飲食料品等事業者等の間の取引において持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標

(3) 飲食料品等の持続的な供給を図るため、飲食料品等事業者等の間の飲食料品等に係る取引において講ずるよう努めなければならない措置の内容

[適 用]

令和8年4月1日

議案第18号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

開発事業における駐車施設の配置に係る基準について所要の規定の整備を行うこととする。（第38条関係）

2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

駐車場整備地区等における配送等の実態調査の必要性を踏まえ、共同住宅を荷さばきのための駐車施設の附置義務の対象としない等の従来どおりの附置義務の基準とするための規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 19 号

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

近年の大規模な林野火災の発生状況を踏まえ、その予防の実行性を高める観点から林野火災に関する注意報を発することとする等のため改正する。

[内 容]

1 小田原市火災予防条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の緩和（第 29 条関係）

住宅等における火を使用する設備等の状況を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の制限に係る規定を削除することとする。

(2) 林野火災に関する注意報（第 29 条の 8 関係）

ア 林野火災に関する注意報の発令等

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、当該注意報が発せられている間、市の区域に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

イ 火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域の指定

市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。

(3) 火災に関する警報の発令に伴う火の使用の制限の対象となる区域の指定（第 29 条の 9 関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の対象となる期間及び区域の指定（第 45 条関係）

消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

(5) その他

規定を整備することとする。

2 小田原市火入れに関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

(1) 火入れの中止に係る条件の追加（第 13 条関係）

火入れの中止に係る条件に、林野火災に関する注意報が発せられた場合を追加することとする。

(2) その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

提出議案 概要（常任委員会付託の事件議案）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】（令和 8 年 2 月 16 日提出）

議案第 20 号 市道路線の認定について

開発事業（前川地内）に伴い、1 路線の認定を行うため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

認定する延長 104.8 m (市道 4878)

提出議案 概要（当初予算）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】（令和 8 年 2 月 16 日提出）
 （ ）内は前年度当初予算額

議案第 21 号 令和 8 年度小田原市一般会計予算

予算規模 79,200,000 千円 (78,800,000 千円) 400,000 千円
 対前年度伸率 0.51%

〔歳入の概要〕

市税	34,297,000 千円	(33,189,000 千円)	1,108,000 千円
地方交付税	4,280,000 千円	(4,600,000 千円)	△320,000 千円
国庫支出金	16,703,326 千円	(16,560,122 千円)	143,204 千円
県支出金	6,184,052 千円	(5,866,203 千円)	317,849 千円
繰入金	1,135,583 千円	(1,757,696 千円)	△622,113 千円
うち財政調整基金繰入金	1,000,000 千円	(1,600,000 千円)	△600,000 千円
繰越金	300,000 千円	(300,000 千円)	同額
市債	2,355,200 千円	(3,348,500 千円)	△993,300 千円

〔歳出の概要〕

人件費	13,394,313 千円	(12,631,349 千円)	762,964 千円
扶助費	23,125,332 千円	(22,825,133 千円)	300,199 千円
公債費	5,586,645 千円	(5,559,484 千円)	27,161 千円
繰出金及び企業会計			
負担金・補助金・出資金	14,075,013 千円	(13,683,303 千円)	391,710 千円
投資的経費	5,557,152 千円	(6,304,817 千円)	△747,665 千円

議案第 22 号 令和 8 年度小田原市競輪事業特別会計予算

予算規模 33,330,000 千円 (30,770,000 千円) 2,560,000 千円
 対前年度伸率 8.32%

〔歳入の概要〕

車券発売金	32,200,000 千円	(29,300,000 千円)	2,900,000 千円
-------	---------------	-----------------	--------------

〔歳出の概要〕

一般会計繰出金	250,000 千円	(250,000 千円)	同額
競輪開催費	32,086,416 千円	(29,675,012 千円)	2,411,404 千円
うち払戻金	24,001,950 千円	(21,877,680 千円)	2,124,270 千円

議案第 23 号 令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計予算

予算規模 210,000 千円 (146,000 千円) 64,000 千円
 対前年度伸率 43.84%

〔歳入の概要〕

事業収入	206,173 千円	(142,484 千円)	63,689 千円
諸収入	3,825 千円	(3,514 千円)	311 千円

〔歳出の概要〕

総務費	162,166 千円	(97,538 千円)	64,628 千円
公債費	44,169 千円	(44,270 千円)	△101 千円

議案第 24 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険事業特別会計予算

予算規模 18,866,000 千円 (19,343,000 千円) △477,000 千円
 対前年度伸率 △2.47%

[歳入の概要]

国民健康保険料	4,031,487 千円	(3,888,705 千円)	142,782 千円
県支出金	13,112,758 千円	(13,687,134 千円)	△574,376 千円
一般会計繰入金	1,600,000 千円	(1,690,000 千円)	△90,000 千円
基金繰入金	50,000 千円	(0 千円)	皆増

[歳出の概要]

保険給付費	12,964,890 千円	(13,539,300 千円)	△574,410 千円
国民健康保険事業費			
納付金	5,283,059 千円	(5,182,295 千円)	100,764 千円

議案第 25 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計予算

予算規模 29,000 千円 (29,000 千円) 同額

[歳入の概要]

診療収入	11,897 千円	(12,347 千円)	△450 千円
繰入金	15,992 千円	(15,992 千円)	同額

[歳出の概要]

総務費	23,664 千円	(23,799 千円)	△135 千円
医業費	4,350 千円	(5,083 千円)	△733 千円

議案第 26 号 令和 8 年度小田原市公設地方卸売市場事業特別会計予算

予算規模 202,000 千円 (182,000 千円) 20,000 千円
対前年度伸率 10.99%

[歳入の概要]

使用料	73,380 千円	(73,381 千円)	△1 千円
一般会計繰入金	52,000 千円	(24,000 千円)	28,000 千円
諸収入	33,986 千円	(30,933 千円)	3,053 千円

[歳出の概要]

青果市場費	102,482 千円	(63,221 千円)	39,261 千円
水産市場費	96,779 千円	(116,870 千円)	△20,091 千円

議案第 27 号 令和 8 年度小田原市介護保険事業特別会計予算

予算規模 18,590,000 千円 (18,454,000 千円) 136,000 千円
対前年度伸率 0.74%

[歳入の概要]

介護保険料	4,223,246 千円	(4,158,921 千円)	64,325 千円
国庫支出金	3,966,926 千円	(4,024,532 千円)	△57,606 千円
支払基金交付金	4,823,776 千円	(4,760,783 千円)	62,993 千円
県支出金	2,587,230 千円	(2,551,991 千円)	35,239 千円
一般会計繰入金	2,988,718 千円	(2,957,669 千円)	31,049 千円

[歳出の概要]

保険給付費	17,416,200 千円	(17,170,000 千円)	246,200 千円
地域支援事業費	498,721 千円	(507,482 千円)	△8,761 千円

議案第 28 号 令和 8 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計予算

予算規模 6,666,000 千円 (6,024,000 千円) 642,000 千円
対前年度伸率 10.66%

[歳入の概要]

後期高齢者医療保険料	3,669,925 千円	(3,147,563 千円)	522,362 千円
一般会計繰入金	2,978,042 千円	(2,821,394 千円)	156,648 千円

[歳出の概要]

広域連合納付金	6,531,486 千円	(5,876,022 千円)	655,464 千円
---------	--------------	-----------------	------------

議案第 29 号 令和 8 年度小田原市広域消防事業特別会計予算

予算規模	5,675,000 千円	(4,857,000 千円)	818,000 千円
対前年度伸率 16.84%			

[歳入概要]

分担金及び負担金	1,795,203 千円	(1,706,540 千円)	88,663 千円
一般会計繰入金	2,736,171 千円	(2,595,211 千円)	140,960 千円
市債	1,131,500 千円	(512,800 千円)	618,700 千円

[歳出の概要]

常備消防費	4,801,317 千円	(4,333,021 千円)	468,296 千円
うち職員給与費	3,795,696 千円	(3,593,269 千円)	202,427 千円
うち消防施設管理費	821,151 千円	(560,482 千円)	260,669 千円
消防施設費	541,605 千円	(208,271 千円)	333,334 千円
公債費	330,593 千円	(313,394 千円)	17,199 千円

議案第 30 号 令和 8 年度小田原地下街事業特別会計予算

予算規模	513,000 千円	(469,000 千円)	44,000 千円
対前年度伸率 9.38%			

[歳入の概要]

事業収入	215,579 千円	(184,945 千円)	30,634 千円
一般会計繰入金	270,719 千円	(235,145 千円)	35,574 千円
地下街事業基金繰入金	0 千円	(1,808 千円)	皆減
市債	26,700 千円	(47,100 千円)	△20,400 千円

[歳出の概要]

施設管理費	156,853 千円	(143,338 千円)	13,515 千円
地下街運営費	197,115 千円	(188,163 千円)	8,952 千円
公債費	129,186 千円	(108,618 千円)	20,568 千円

議案第 31 号 令和 8 年度小田原市水道事業会計予算

予算規模	10,210,614 千円	(8,878,930 千円)	1,331,684 千円
対前年度伸率 15.00%			

[収入の概要]

給水収益	2,714,380 千円	(2,750,838 千円)	△36,458 千円
企業債	5,311,000 千円	(4,383,100 千円)	927,900 千円
一般会計補助金	13,363 千円	(23,884 千円)	△10,521 千円

[支出の概要]

営業費用	3,386,064 千円	(3,290,793 千円)	95,271 千円
建設改良費	5,701,098 千円	(4,676,670 千円)	1,024,428 千円
企業債償還金	802,491 千円	(731,025 千円)	71,466 千円

※当年度純損益 (税抜) △577,597 千円 (△318,458 千円) △259,139 千円

議案第32号 令和8年度小田原市病院事業会計予算

予算規模 29,894,745千円 (37,203,214千円) △7,308,469千円
対前年度伸率 △19.64%

[収入の概要]

入院収益	10,617,339千円	(10,481,778千円)	135,561千円
外来収益	3,246,559千円	(3,296,523千円)	△49,964千円
一般会計負担金	1,300,000千円	(1,200,000千円)	100,000千円
企業債	6,615,200千円	(17,205,600千円)	△10,590,400千円

[支出の概要]

医業費用	20,539,579千円	(15,960,417千円)	4,579,162千円
うち材料費	4,235,300千円	(4,022,502千円)	212,798千円
建設改良費	7,455,595千円	(20,193,379千円)	△12,737,784千円
企業債償還金	692,540千円	(450,000千円)	242,540千円

※当年度純損益(税抜) △6,049,244千円 (△1,140,001千円) △4,909,243千円

議案第33号 令和8年度小田原市下水道事業会計予算

予算規模 11,492,172千円 (12,023,924千円) △531,752千円
対前年度伸率 △4.42%

[収入の概要]

下水道使用料	3,485,109千円	(3,525,138千円)	△40,029千円
企業債	1,685,500千円	(1,829,900千円)	△144,400千円
一般会計補助金・出資金	2,150,000千円	(2,150,000千円)	同額
長期前受金戻入	1,062,289千円	(1,055,340千円)	6,949千円

[支出の概要]

営業費用	5,937,480千円	(6,140,069千円)	△202,589千円
建設改良費	2,418,746千円	(2,590,307千円)	△171,561千円
企業債償還金	2,591,292千円	(2,770,757千円)	△179,465千円

※当年度純損益(税抜) △395,240千円 (△537,548千円) 142,308千円

提出議案 概要（予算特別委員会付託の条例議案）

【令和 8 年 2 月 9 日現在】（令和 8 年 2 月 16 日提出）

議案第 34 号

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

[制定理由]

児童福祉法の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定する。

[内 容]

1 最低基準の目的（第 3 条関係）

最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとすることとする。

2 最低基準の向上（第 4 条関係）

市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができることとするほか、市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとすることとする。

3 最低基準と乳児等通園支援事業者（第 5 条関係）

乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととするほか、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこととする。

4 乳児等通園支援事業者の一般原則（第 6 条関係）

乳児等通園支援事業者の一般原則を次のように定めることとする。

(1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(2) 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(5) 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けるほか、その構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

5 その他の最低基準（第 7 条関係）

1 から 4 までに定めるもののほか、最低基準は、これらを考慮して規則で定めることとする。

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 35 号

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

[制定理由]

土地改良法に基づく県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定める

ため制定する。

[内 容]

1 分担金の徴収（第2条関係）

市は、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収することとする。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法に規定する資格を有する者

(2) (1)のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

2 分担金の額（第3条関係）

分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費用につき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とすることとする。また、1に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とすることとする。

3 分担金の徴収方法（第4条関係）

分担金は、県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前に地域内にある土地の一部につき受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収することとし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができるることとする。

4 延滞金（第5条関係）

分担金を納期限までに納付しないものに対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

5 分担金の減免等（第6条関係）

市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

[適 用]

令和8年4月1日

議案第36号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

[改正理由]

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため改正する。

[内 容]

1 診療記録に係る保有個人情報の開示請求に対する手数料の徴収（第4条関係）

病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収することとする。

2 手数料の減額又は免除（第14条関係）

病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、1の手数料を減額し、又は免除することができることとする。

[適 用]

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第37号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のた

め改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市学校給食のあり方検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

橋地域認定こども園整備事業者選定委員会を廃止することとする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第38号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため改正する。

[内 容]

1 附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市学校給食のあり方検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分	報 酬 日 額	
小田原市学校給食のあり方検討委員会	委 員	15,000円以内

2 幼保連携型認定こども園医等の報酬額の設定（別表第4関係）

幼保連携型認定こども園医、幼保連携型認定こども園歯科医、幼保連携型認定こども園薬剤師及び幼稚園薬剤師の報酬額を次のように定めることとする。

区 分	報 酬 額	
幼保連携型認定こども園医	年 額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年 額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年 額	174,800円以内
幼稚園薬剤師	年 額	174,800円以内

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第39号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長及び教育長に対し支給する給料月額を次のように引き下げるのこととする。
(附則第2項関係)

区分	減額後の給料月額	本来の給料月額	減額率
市長	79万400円	98万8,000円	20パーセント
副市長	73万5,300円	81万7,000円	10パーセント
教育長	63万5,400円	70万6,000円	10パーセント

[適用]

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間の市長、副市長及び教育長の給料月額について適用

議案第40号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給する等のため改正する。

[内容]

1 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改正後	改正前
66,400円	38,700円

2 駐車場等に係る通勤手当の新設（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用する職員であって、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、新たに、1月につき5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給することとする。

3 給与からの控除項目の追加（第24条関係）

市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の給食費は、給与を支給する際に、これを控除することができることとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年4月1日

議案第41号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、国民健康保険の保険料において子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されるほか、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

1 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

(1) 保険料の賦課額への追加（第10条関係）

保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金賦課額を追加することとする。

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第16条関係）

子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度における子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額からこれに係る当該年度における補助金、貸付金

等の収入の見込額を控除した額を基準として算定した額とすることとする。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条の2関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、各世帯について算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者について算定した被保険者均等割額を加算した額とすることとする。

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額に対する割合等（第16条の3及び第16条の4関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、これらの子ども・子育て支援納付金賦課額に対する割合を次のように定めることとするほか、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定方法を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとする。

区分	賦課総額に対する割合
所得割	100分の55
被保険者均等割	100分の30
世帯別平等割	100分の15

(5) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第16条の5関係）

子ども・子育て支援納付金賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する基準額（3万円）とすることとする。

(6) 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額（第19条の2～第19条の2の4関係）

世帯主等について算定した総所得金額等の合算額が一定の金額を超えない世帯又は世帯に未就学児若しくは出産被保険者がある世帯に対する子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に係る基準を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとするほか、世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該世帯の世帯主に対して賦課する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額から当該被保険者に係る保険料率に相当する額を減額することとする。

2 保険料の軽減対象の拡大（第19条の2関係）

保険料の基礎賦課額の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区分	改正後	改正前
5割軽減の対象となる世帯	31万円	30万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	57万円	56万円

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年度以後の年度分の保険料について適用

議案第42号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

1 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第10条関係）

給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について令和8年度分の保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ前の額と同額とするための算定方法の特例を定めることとする。

2 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第11条関係）

第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得のある者であって、一定の要件に該当するものがあるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しない者とみなして令和8年度分の保険料率を算定する等の特例を定めることとする。

3 令和8年度の保険料に係る減免手続の特例（附則第12条関係）

市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に対して令和8年度分の保険料を減額し、又は免除する場合には、当該保険料の減額又は免除を受ける者からの申請書等の提出を要しないこととする。

[適用]

令和8年度分の保険料について適用

議案第43号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

下水道事業における包括的維持管理業務に係る委託の対象範囲を拡大することに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更するため改正する。

[内容]

小田原市下水管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の名称を小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会に変更するほか、その設置目的について所要の規定の整備を行うこととする。（別表関係）

[適用]

令和8年4月1日

議案第44号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

[内容]

1 組織の設置（第5条関係）

病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための組織として市立総合医療センターを置くこととする。

2 附属機関の設置（別表関係）

病院事業管理者の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項について、病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

[適用]

1 組織の設置

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

2 附属機関の設置

令和8年4月1日

議案第45号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を10,000円（現行は、9,700円）に、最高額を15,000円（現行は、14,500円）に引き上げることとする。

2 補償基礎額の加算額の引上げ等（第5条関係）

配偶者を補償基礎額の加算の対象となる扶養親族から除外するとともに、扶養親族たる子に係る補償基礎額の加算額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
1人につき433円	1人につき383円

3 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900)	14,170円 (13,700)	15,000円 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300)	12,500円 (12,100)	13,340円 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700)	10,840円 (10,500)	11,670円 (11,300)

[適用]

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用

令和8年3月定例会日程(案)

第1日目	2月16日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 補正予算並びにその他議案一括上程、提案説明、質疑、各常任委員会付託 陳情等各常任委員会付託 新年度予算並びにその他議案一括上程、施政方針演説、提案説明
第2日目	2月17日	火	(休会)	(代表質問・個人質問通告締切=17日正午)
第3日目	2月18日	水		(18日=総務常任委員会)
第4日目	2月19日	木		(19日=厚生文教常任委員会)
第5日目	2月20日	金		(20日=建設経済常任委員会)
第6日目	2月21日	(土)		
第7日目	2月22日	(日)		
第8日目	2月23日	(月)		(23日=天皇誕生日)
第9日目	2月24日	火		(24日=委員長報告書検討日)
第10日目	2月25日	水		
第11日目	2月26日	木		
第12日目	2月27日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 各常任委員長審査結果報告、質疑、討論、採決 陳情等審査結果報告、質疑、討論、採決 各派代表質問
第13日目	2月28日	(土)	(休会)	
第14日目	3月1日	(日)		
第15日目	3月2日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 各派代表質問、個人質問、予算特別委員会付託 予算特別委員会開催(3/2~3/24)
第16日目	3月3日	火	(休会)	予特(議会局、企画部、総務部)
第17日目	3月4日	水		予特(市民部、防災部、文化部)
第18日目	3月5日	木		予特(病院管理局、福祉健康部、環境部)
第19日目	3月6日	金		予特(公営事業部、経済部)
第20日目	3月7日	(土)		
第21日目	3月8日	(日)		
第22日目	3月9日	月		予特(消防本部、都市部、建設部)
第23日目	3月10日	火		予特(上下水道局、子ども若者部、教育部)
第24日目	3月11日	水		(11日=中学校卒業式)
第25日目	3月12日	木		予特(現地視察)、(総括質疑通告締切=12日午後3時)
第26日目	3月13日	金		
第27日目	3月14日	(土)		
第28日目	3月15日	(日)		
第29日目	3月16日	月		
第30日目	3月17日	火		予特(総括質疑)
第31日目	3月18日	水		(18日=幼稚園卒園式)
第32日目	3月19日	木		(19日=小学校卒業式)
第33日目	3月20日	(金)		(20日=春分の日)
第34日目	3月21日	(土)		
第35日目	3月22日	(日)		
第36日目	3月23日	月		予特(総括質疑・採決・とりまとめ)
第37日目	3月24日	火		予特(委員長報告書検討日)
第38日目	3月25日	水	本会議	・予算特別委員長審査結果報告、採決

*告示 2月9日(月)

令和7年度3月補正予算(案)について

1 一般会計

(1) 補 正 額	4, 664, 989千円
(2) 補正後の予算額	87, 657, 492千円

◎は「主な事業」として別紙資料に再掲

[主な内容]

(歳 出)

- 職員給与費(総務費)の増額(補正予算書46頁)
- 財政調整基金の積立て(補正予算書46頁)
- 災害対策用資機材整備事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書46頁)
- 過年度国県支出金等返還金の増額(補正予算書46頁)
- 戸籍・住民基本台帳等管理事務費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書46頁)
- 戸籍情報システム管理運用事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書46頁)
- 社会福祉基金、ふるさとみどり基金の積立て(寄附金充当)(補正予算書46・50頁)
- ◎高齢者エアコン購入費等助成事業費の計上(繰越明許費の追加)(補正予算書46頁)
- 障害福祉サービス等給付事業費の増額(補正予算書46頁)
- ◎障がい者エアコン購入費等助成事業費の計上(繰越明許費の追加)(補正予算書46頁)
- 障がい児通所支援事業費の増額(補正予算書46頁)
- 子ども医療費助成事業費の増額(補正予算書46頁)
- こども計画推進事業費の増額(補正予算書46頁)
- 児童プラザ管理運営事業費の増額(寄附金充当)(補正予算書46頁)
- 民間施設等運営費補助事業費の増額(補正予算書46・48頁)
- 多様な保育推進補助事業費の増額(補正予算書48頁)
- 児童扶養手当支給事業費の増額(補正予算書48頁)
- 公立保育所管理運営事業費の増額(寄附金充当)(繰越明許費の追加)
(補正予算書48頁)
- 生活保護事業費の増額(補正予算書48頁)
- 介護保険事業特別会計繰出金の増額(補正予算書48頁)
- がん検診事業費の増額(補正予算書48頁)
- 予防接種事業費の増額(補正予算書48頁)
- 母子健康教育事業費の増額(寄附金充当)(補正予算書48頁)
- 病院事業会計補助金の計上(補正予算書48頁)
- 農道・用排水路整備事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書48・50頁)
- 小田原地下街事業特別会計繰出金の増額(補正予算書50頁)
- 公設地方卸売市場事業特別会計繰出金の減額(補正予算書50頁)
- 地籍調査事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書50頁)
- 路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額(繰越明許費の追加)
(補正予算書50頁)

- 広域消防事業特別会計繰出金の増額（補正予算書50頁）
- ＩＣＴ活用教育推進事業費の増額（補正予算書50頁）
- 小学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）（補正予算書52頁）
- 中学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）（補正予算書52頁）
- 小田原アリーナ等管理運営事業費の増額（補正予算書52頁）
- 予備費の増額（補正予算書52頁）

（歳 入）

- 地方交付税の増額（補正予算書40頁）
- 子どものための教育・保育給付費負担金の増額（補正予算書40頁）
- 道路災害復旧事業費補助金の計上（補正予算書40頁）
- 繰越金の増額（補正予算書42頁）
- 競輪事業収入の増額（補正予算書42頁）
- 市債（道路橋りょう整備事業債）の減額（補正予算書42頁）

◆繰越明許費の追加（補正予算書6頁）

教育・保育関連事務

就学前教育・保育施設再編整備事業
農道・用排水路整備事業
市営漁港等管理整備事業
小田原漁港等整備事業
市民生活道路改良事業
河川改修事業
フラワーガーデン管理運営事業
史跡石垣山保全対策事業

2 競輪事業特別会計

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 補 正 額 | 1 9 1, 1 6 9 千円 |
| (2) 補正後の予算額 | 3 9, 6 6 1, 1 6 9 千円 |

[主な内容]

- 財産運用収入の増額（補正予算書62頁）
- 繰越金の増額（補正予算書62頁）
- 一般管理費の増額（補正予算書64頁）
- 小田原競輪場施設等改善基金積立金の増額（補正予算書64頁）
- 一般会計繰出金の増額（補正予算書64頁）
- 予備費の減額（補正予算書64頁）

◆繰越明許費の追加（補正予算書11頁）

小田原競輪場本部棟消火栓設備設置事業

3 天守閣事業特別会計

(1) 補 正 額	3 4, 7 1 4 千円
(2) 補正後の予算額	1 8 0, 7 1 4 千円

[主な内容]

- 繰越金の増額（補正予算書72頁）
- 小田原城施設整備基金積立金の増額（補正予算書74頁）
- 予備費の増額（補正予算書74頁）

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 補 正 額	1 6, 9 8 4 千円
(2) 補正後の予算額	1 9, 3 6 2, 3 1 2 千円

[主な内容]

- 県支出金の増額（補正予算書80頁）
- 繰越金の増額（補正予算書80頁）
- 保険給付費の増額（補正予算書82頁）
- 諸支出金の増額（補正予算書82頁）
- 予備費の増額（補正予算書82頁）

5 国民健康保険診療施設事業特別会計

(1) 補 正 額	1, 8 9 3 千円
(2) 補正後の予算額	3 0, 8 9 3 千円

[主な内容]

- 繰越金の増額（補正予算書88頁）
- 予備費の増額（補正予算書90頁）

6 公設地方卸売市場事業特別会計

(1) 補 正 額	△5 8 7 千円
(2) 補正後の予算額	1 8 1, 4 1 3 千円

[主な内容]

- 一般会計繰入金の減額（補正予算書96頁）
- 繰越金の増額（補正予算書96頁）
- 諸収入の増額（補正予算書96頁）
- 卸売市場費の減額（補正予算書98頁）
- 予備費の増額（補正予算書98頁）

◆継続費の変更（補正予算書21頁）

水産市場再整備基本構想策定事業

7 介護保険事業特別会計

- (1) 補 正 額 1, 290, 939千円
(2) 補正後の予算額 19, 744, 939千円

[主な内容]

- 国庫支出金の増額（補正予算書104頁）
- 支払基金交付金の増額（補正予算書104頁）
- 県支出金の増額（補正予算書104頁）
- 一般会計繰入金の増額（補正予算書104頁）
- 介護給付費等準備基金繰入金の計上（補正予算書104頁）
- 繰越金の増額（補正予算書104頁）
- 保険給付費の増額（補正予算書106頁）
- 介護給付費等準備基金積立金の減額（補正予算書106頁）
- 諸支出金の増額（補正予算書106頁）

◆繰越明許費の追加（補正予算書25頁）

介護保険事務処理システム改修事業

8 後期高齢者医療事業特別会計

- (1) 補 正 額 85, 122千円
(2) 補正後の予算額 6, 116, 602千円

[主な内容]

- 繰越金の増額（補正予算書112頁）
- 後期高齢者医療広域連合納付金の増額（補正予算書114頁）

9 広域消防事業特別会計

- (1) 補 正 額 199, 000千円
(2) 補正後の予算額 5, 056, 000千円

[主な内容]

- 消防費負担金の増額（補正予算書120頁）
- 一般会計繰入金の増額（補正予算書120頁）
- 寄附金の計上（補正予算書120頁）
- 常備消防費の増額（補正予算書122頁）
- 救急訓練用備品購入費の計上（寄附金充当）（補正予算書122頁）

◆繰越明許費の追加（補正予算書31頁）

救急訓練用備品購入費

10 地下街事業特別会計

[主な内容]

- 事業収入の減額（補正予算書128頁）
- 一般会計繰入金の増額（補正予算書128頁）
- 繰越金の増額（補正予算書128頁）

11 病院事業会計

- (1) 補 正 額 376, 017千円
- (2) 補正後の予算額 38, 802, 303千円

[主な内容]

- 医業外収益の増額（補正予算書144頁）
- 企業債の減額（補正予算書146頁）
- 補助金の増額（補正予算書146頁）
- 一般会計補助金の計上（補正予算書146頁）
- 市立病院新病院建設基金寄附金の増額（補正予算書146頁）
- 医業費用の増額（補正予算書144頁）
- 特別損失の増額（補正予算書144頁）
- 市立病院新病院建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書146頁）

12 全会計合計

- (1) 補 正 額 6, 860, 240千円
- (2) 補正後の予算額 238, 325, 228千円

3月補正予算（案）計上の主な事業

物価高騰対応重点支援関連

（事業費：70, 254千円）

事業内容	国の物価高騰対応重点支援交付金を活用し、経済的理由によりエアコンの設置が困難な熱中症リスクの高い高齢者及び障がい者に対してエアコン購入費の助成を行うとともに、エアコン設置状況調査のため居宅訪問する際に生活状況も確認し、必要に応じて支援に繋げる。 また、令和5年11月から開始した路線バスの空白時間帯等を補完する移動支援のうち、おだチケ実証事業について令和8年4月から11月まで引き続き実施する。
	◎高齢者エアコン購入費等助成事業費の計上（繰越明許費の追加） <8,000千円> ◎障がい者エアコン購入費等助成事業費の計上（繰越明許費の追加） <2,000千円> 【事業の詳細は7頁を参照】 ○路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額（繰越明許費の追加） <60,254千円> (補正予算書46・50頁)

まちづくりの目標「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」

（事業費：230, 439千円）

事業内容	小中学校の屋内運動場の暑さ対策のため、令和8年度に市立小学校及び中学校各2校へ空調設備を先行導入し、令和9年度以降に予定している本格導入に向けて整備手法等を検討する。 ◎小学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）<115,126千円> ◎中学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加）<115,313千円> 【事業の詳細は8頁を参照】
	(補正予算書52頁)

高齢者及び障がい者エアコン購入費等助成事業

1 目的

経済的理由によりエアコンの設置が困難な熱中症リスクの高い高齢者及び障がい者に対してエアコンの設置に要する費用を助成し、熱中症予防を図るとともに、エアコン設置状況の訪問調査に併せて生活状況も把握し、必要に応じて支援に繋げる。

2 対象者

エアコン未設置（故障し不動状態を含む）の住宅に居住し次の条件を満たす世帯

◆高齢者

- (1) 65歳以上の高齢者がいる世帯
- (2) 住民税非課税世帯、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていないこと
- (3) 世帯全員の資産（預貯金等の合計額）が一定額以下であること
- (4) 生活保護制度による冷房器具購入費用の支給を受けることができないこと

◆障がい者

- (1) 重度障がい者がいる世帯
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)
- (2) 住民税非課税世帯、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていないこと
- (3) 世帯全員の資産（預貯金等の合計額）が一定額以下であること
- (4) 生活保護制度による冷房器具購入費用の支給を受けることができないこと

3 助成額

- (1) 購入・設置費 上限 100,000円
- (2) 修理費 上限 73,000円

4 対象経費

エアコン購入費、設置工事費（エアコン故障の場合は撤去費用を含む）、修理費

5 予算額

- (1) 高齢者 8,000千円（繰越明許費）※80世帯を想定
- (2) 障がい者 2,000千円（繰越明許費）※20世帯を想定

6 財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（10/10）

問い合わせ先

高齢者は、福祉健康部高齢介護課地域包括支援係

電話 33-1864

障がい者は、福祉健康部障がい福祉課障がい給付係

電話 33-1466

小学校施設維持・管理事業、中学校施設維持・管理事業

(市立小中学校屋内運動場空調設備設置)

1 目 的

市立小中学校の屋内運動場の暑さ対策は喫緊の課題であることから、空調設備を順次設置する。

2 事業概要

令和8年の夏までに小中学校各2校へ空調設備を先行導入し、空調効率と断熱改修の要否、ランニングコストの検証等を行い、その検証結果を踏まえ、令和9年度以降に予定している本格導入時の整備手法等を確認する。

3 設置する学校

桜井小学校、下中小学校、白山中学校、鴨宮中学校

※体育館への設置のしやすさ、一次避難所指定校、地域のバランス等を踏まえ選定。

4 予算額

230,439千円（繰越明許費）

5 財 源

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

6 スケジュール（予定）

令和8年4月 契約締結、事業着手

令和8年6月頃 空調設置完了・検証開始

問い合わせ先
教育部教育総務課学校施設係
電話 33-1673

令和8(2026)年度

小田原市当初予算(案)の概要

～誰もが笑顔で暮らせる、 愛すべきふるさと小田原～

当初予算額（案）

一般
会計

792 億円

過去最大

前年比 + 4 億円 + 0.51%

特別
会計

840 億 8,100 万円

過去最大

前年比 + 38 億 700 万円 + 4.74%

企業
会計

515 億 9,753 万 1 千円

過去2番目

前年比 - 65 億 853 万 7 千円 - 11.20%

予算総額

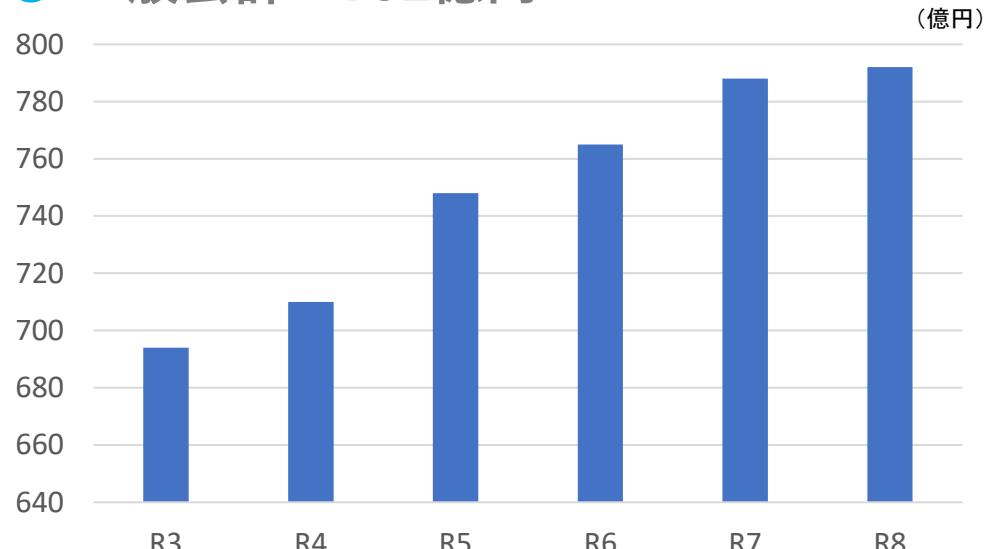
2,148 億 7,853 万 1 千円

過去2番目

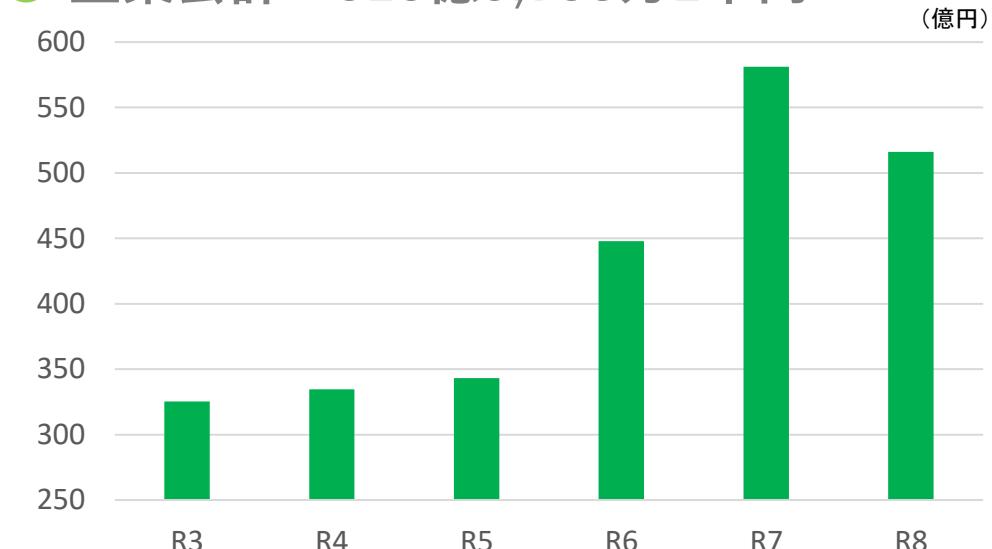
前年比 - 23 億 153 万 7 千円 - 1.06%

当初予算額の推移

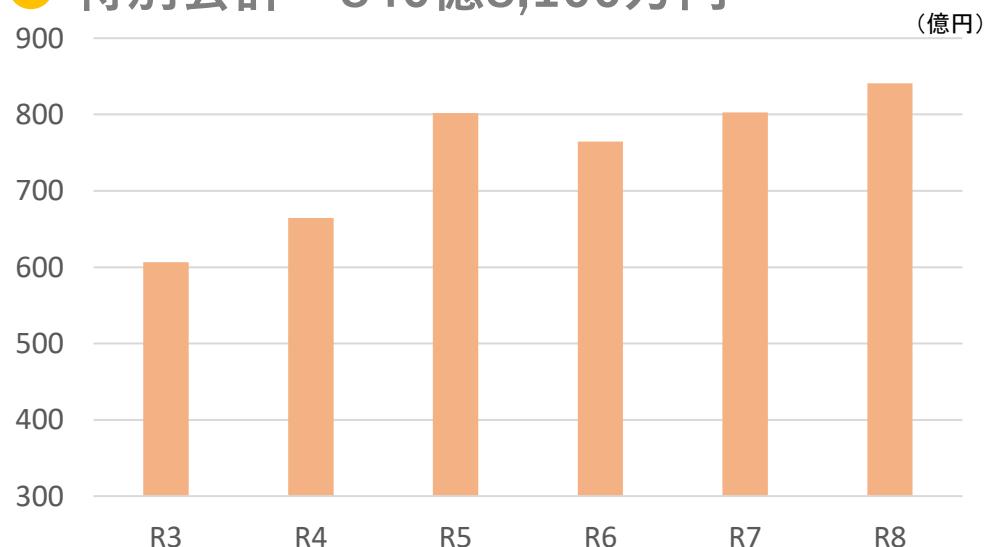
● 一般会計 792億円



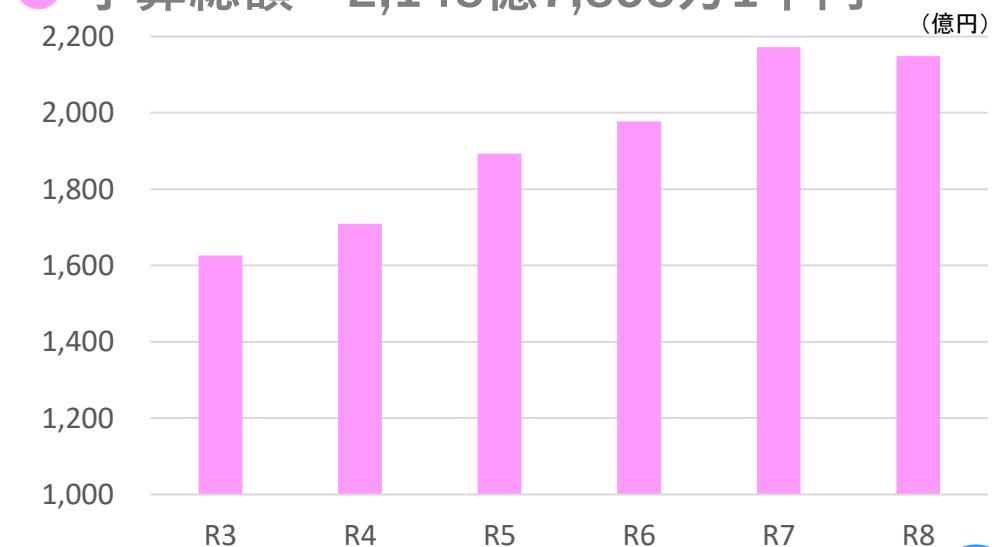
● 企業会計 515億9,753万1千円



● 特別会計 840億8,100万円



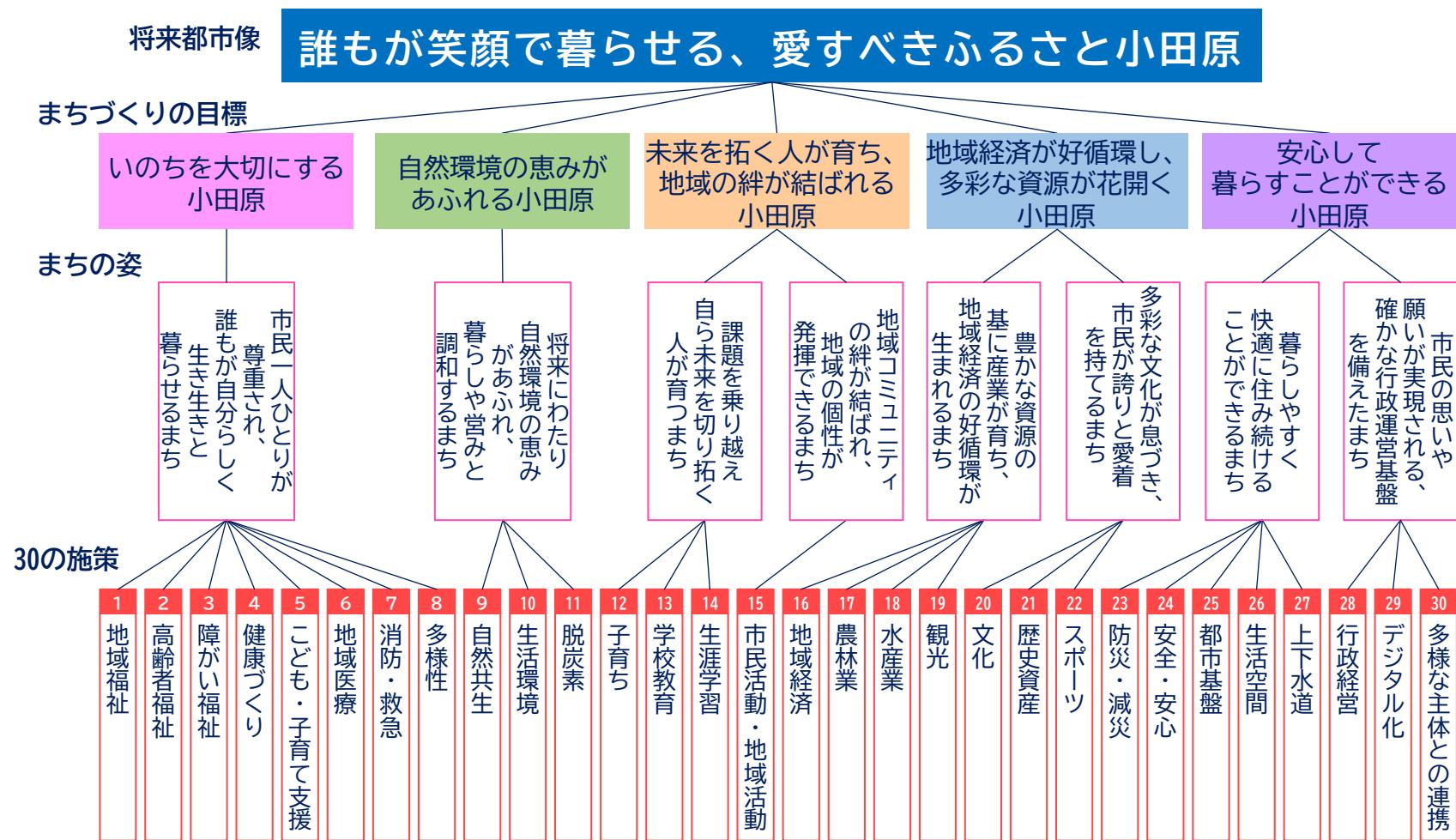
● 予算総額 2,148億7,853万1千円



「第7次小田原市総合計画第1期実行計画（令和8～10年度）」のスタート

「小田原市基本構想」で掲げた将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」やまちづくりの理念・目標の実現に向け、その実践を強力に推進していくため、本市のまちづくりにおける今後の戦略やビジョンを明確化するとともに、具体的な取組などを体系的に整理した「第7次小田原市総合計画第1期実行計画」が令和8（2026）年度からスタートします。

なお、本計画では、まちづくりの目標の達成に向けて、市民や地域団体、企業など多様な主体との連携による協働の実践を「協働プロジェクト」とし、取組を進めていきます。



令和8（2026）年度予算（案）の特徴

将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向け、5つのまちづくりの目標に沿った取組の推進に主眼を置き、当初予算（案）を編成しました。また、物価高騰の影響を受けた市民や事業者への支援についても取り組んでいきます。

いのちを大切にする小田原

○地域福祉活動支援委託料（5頁）新規

○加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業（5頁）新規

○がん患者ウィッグ購入費助成事業（6頁）新規

○妊婦健康診査費用助成事業費

○1ヶ月児健康診査事業費、

5歳児健康診査実施検討事業費（6頁）新規

自然環境の恵みがあふれる小田原

○環境再生プロジェクト推進事業（7頁）新規

○ネイチャーポジティブ推進事業

○脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業

○小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業

○森林現況調査・利用区分検討委託料（7頁）新規

未来を拓く人が育ち、 地域の絆が結ばれる小田原

○エディブル・スクールヤード推進事業費（8頁）新規

○保育士奨学金返済補助金、公立保育所主食提供事業費（8頁）新規

○教育行政法務アドバイザリー事業費（9頁）新規

○市立小中学校給食費負担軽減事業費

（小学校：給食費無償化、中学校：給食費減額）（9頁）新規

○自校炊飯校拡大事業費

○市立小中学校屋内運動場空調設備設置委託料

（小中学校各2校先行導入）（※3月補正）新規

地域経済が好循環し、 多彩な資源が花開く小田原

○地域支援型農業体制構築事業費

○海上交通実証調査委託料（10頁）新規

○KOUGEI EXPO出展事業費・負担金（10頁）新規

○大河ドラマ活用委託料、（仮称）富野由悠季
展覧会実行委員会負担金（11頁）新規

○山車等修繕費補助金（11頁）新規

安心して暮らすことができる小田原

○広報小田原デジタル版作成委託料（12頁）新規

○建築物耐震化促進補助金（グレーゾーン・
リバースモーゲージ）（12頁）新規

○川端跨線橋耐震基礎調査委託料（13頁）新規

○都市空間デザイン事業

○鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金（13頁）新規

物価高騰に対する支援

○市立小中学校給食費負担軽減（物価高騰分）

○民間保育所等・公立保育所等副食費保護者負担軽減（物価高騰分）

○相乗りタクシー「おだタク」、地域公共交通確保維持費補助金

○物価高騰対応生活支援給付金（5,000円/人）（※1月補正）

○低所得高齢者・障がい者世帯へのエアコン購入費等助成（※3月補正）

○タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」（※3月補正）など

いのちを大切にする小田原

ケアタウン推進事業

新規 地域福祉活動支援委託料



令和8年度の取組概要

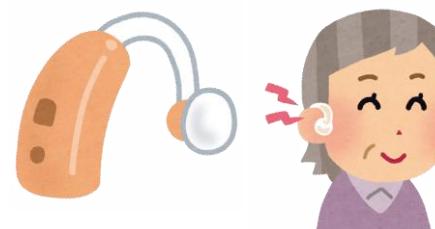
- ・少子高齢化や生活様式の変化等により「共助」の環境が厳しさを増す状況を踏まえ、新たに地域福祉活動支援員を配置します。
- ・地域福祉活動支援員は、既存の相談支援業務の担当者や市職員との連携のもと、各地区の支え合いや交流の活動の持続的な展開や充実、新たな活動の立ち上げなどを支援します。

(予算書129頁・福祉政策課)

新規

加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業

960千円



令和8年度の取組概要

- ・高齢者の日常生活の質の向上や社会参加の持続を支援し認知症予防を図るため、補聴器相談医がいる医療機関で加齢性難聴の診断を受けた65歳以上の高齢者が補聴器を購入し、購入後に補聴器適合検査施設で装用訓練を受けた場合に、補聴器購入額の1／2（6万円を上限）を助成します。

(予算書133頁・健康づくり課)

いのちを大切にする小田原

新規 がん患者ウィッグ購入費助成事業
900千円



令和8年度の取組概要

- ・がん治療による脱毛などの外見の変化で生じる不安を軽減し、安心して治療を続けながら自分らしい生活を送れるよう、医療用ウィッグの購入に対し、上限を3万円としてその費用の一部を助成します。購入額が3万円に満たない場合は、実際に購入した額を助成します。

(予算書143頁・健康づくり課)

新規 乳幼児健康診査事業
1か月児健康診査事業費
5歳児健康診査実施検討事業費

5,725千円
433千円

令和8年度の取組概要

- ・全額自費負担であった1か月児健康診査について、令和8年度から、6,000円を上限に助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。
- ・子どもの特性を早期に発見し、小学校への円滑な移行につなげるため、5歳児健康診査の令和9年度の実施に向けて、令和8年度は医師等との検討会や健診従事者を対象とした研修会を行います。

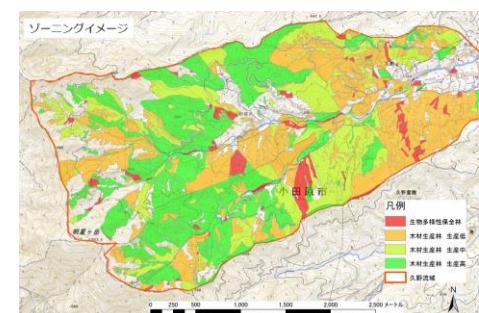
(予算書145頁・子ども若者支援課)

自然環境の恵みがあふれる小田原

新規 環境再生プロジェクト推進事業 450千円



新規 森林整備事業
森林現況調査・利用区分検討委託料



令和8年度の取組概要

- 本市の豊かな自然環境や地域資源を継承するため、遊休空間の環境保全と活用を多様な主体と協働で行う環境再生に取り組みます。
- 令和8年度～令和9年度を実証期間と位置付け、モデル地域を選定し、多様な主体を増やす方策の検討や、持続可能な運営体制のあり方を検討します。

（予算書147頁・環境政策課）

令和8年度の取組概要

- 令和9年度からの神奈川県次期水源施策の実施にあたり、森林の現況を把握し、今後の森林整備の方向性を定めるため、県が実施した航空レーザ計測の成果を活用し、森林の現況調査、過去の施業履歴の整理及び森林利用区分（ゾーニング）の検討を行います。

（予算書159頁・農政課）

未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

新規

地域コミュニティ推進事業

エディブル・スクールヤード推進事業費
2,873千円



令和8年度の取組概要

- ・小田原版エディブル・スクールヤード（ESY）を「子どもたちが学び育つ居場所」と捉え、地域における次世代の関わりしろ創出に向けた実践として、実践現場の支援や小田原版ESYの情報発信等を行い、農と食を介した多様な主体が関わる多世代交流の場として展開していきます。

(予算書125頁・地域政策課)

新規

民間就学前教育・保育施設支援事業

保育士奨学金返済補助金
公立就学前教育・保育施設管理運営事業
公立保育所主食提供事業費

1,400千円
19,008千円



令和8年度の取組概要

- ・奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内民間保育所等に就職した者に対し、奨学金返済額の一部を補助します（年20万円以内）。返済支援を行うことにより、保育人材の確保及び定着を図ります。
- ・公立保育所5園における3歳児～5歳児の給食は、副食のみ提供し、主食は各家庭が持参していることから、保護者負担軽減のため、公立保育所5園での主食提供を開始します。

(予算書139頁・保育課)

未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

新規

教職員人事・服務・健康管理事業

教育行政法務アドバイザリー事業費



令和8年度の取組概要

- ・学校現場で発生する日々のトラブルや法的問題について、教育行政を専門とする弁護士に助言を仰ぎ、早期解決や予防を図ります。

(予算書183頁・教育指導課)

新規

学校給食事業

市立小学校給食費負担軽減事業費

(給食費無償化)

512,710千円

市立中学校給食費負担軽減事業費

(給食費減額)

170,574千円



令和8年度の取組概要

- ・市立小学校においては、国の制度である学校給食費の抜本的な負担軽減に加え、国の基準額を超える部分（物価高騰による給食材料費の増加分）についても補てんを行うことにより、無償化を実施します。
- ・市立中学校においては、子育て支援策の一環として給食材料費の一部（令和7年度の給食費保護者負担額に対する1/3相当分及び物価高騰による給食材料費の増加分）を市費により補てんし、保護者の負担軽減を図ります。

(予算書185頁・保健給食課)

地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

新規

小田原漁港にぎわい創出事業

海上交通実証調査委託料



令和8年度の取組概要

- 「漁港」という特色を生かし、海を利用した回遊性向上を図るために取り組む「漁船を活用したクルーズ事業」の採算性を見極めるため、魅力的な航路や実施の時期、利用者確保のためのコンテンツ等、実現の可能性を調査します。

(予算書161頁・水産海浜課)

新規

伝統工芸品産業产地組合助成事業

伝統的工芸品月間国民会議

全国大会出展事業費

伝統的工芸品月間国民会議

全国大会負担金

1,000千円

4,000千円



令和8年度の取組概要

- 令和8年11月に神奈川県で開催される伝統的工芸品月間国民会議全国大会（KOUGEI EXPO）で、小田原が誇るものづくりを発信するとともに、開催費の一部を負担します。

(予算書163頁・産業政策課)

地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

新規

観光PR事業

大河ドラマ活用委託料

(仮称) 富野由悠季展覧会実行委員会
負担金

13,000千円



令和8年度の取組概要

- 「北条五代」大河ドラマの実現に向けた取組の一環として、2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟！』（NHK）の関係者を招いて、歴史的背景等をテーマとしたトークショーを開催します。
- 市内事業者と連携して、『機動戦士ガンダム』の生みの親である富野由悠季監督が小田原で過ごした時期に描いた絵画や、アニメ作品の制作過程で描いた関連資料などを、小田原城天守閣及び小田原三の丸ホールにて展示する展覧会を開催することで、国内外からの誘客を促進します。

(予算書165頁・観光課)

新規

文化財保存修理等助成事業

山車等修繕費補助金

1,000千円



令和8年度の取組概要

- 古くから地域に根差した祭礼文化の保存継承を支援するため、自治会や保存会が所有する山車、神輿（寺社所有は除く）の修繕費用の一部を補助します。

(予算書193頁・文化財課)

安心して暮らすことができる小田原

新規

広報紙発刊事業

広報小田原デジタル版作成委託料



令和8年度の取組概要

- スマートフォン等での視認に適したデジタル版の広報紙を市ホームページに掲載し、発行日に誰もが閲覧できるようにします。

(予算書109頁・広報広報室)

新規

建築物耐震化促進事業

建築物耐震化促進補助金（グレーゾーン）

1,600千円

建築物耐震化促進補助金（リバースモーゲージ）

500千円



令和8年度の取組概要

- 2000年基準を満たさない新耐震木造住宅（グレーゾーン）の耐震性能を検証するための耐震診断等に係る補助を新設します。
- 高齢者が所有している旧耐震基準の木造住宅に対して、リバースモーゲージ型住宅ローンを活用した耐震改修の補助制度を新設します。

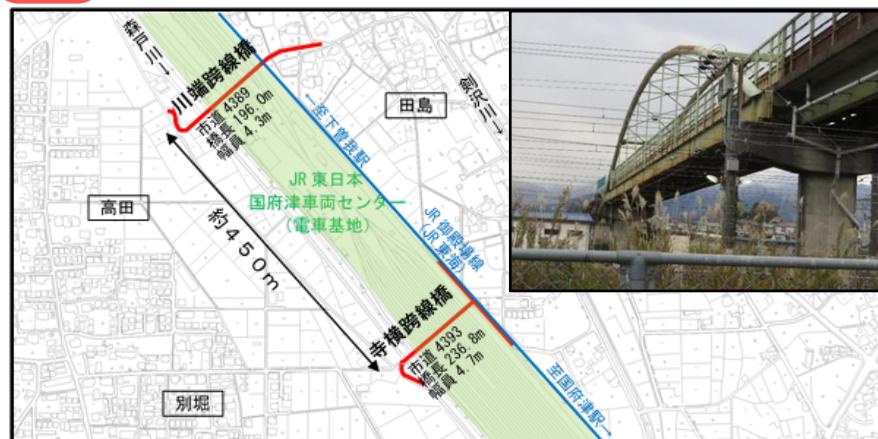
(予算書167頁・建築指導課)

安心して暮らすことができる小田原

新規

橋りょう維持修繕事業

川端跨線橋耐震基礎調査委託料



令和8年度の取組概要

- 田島地区と高田・別堀地区を結ぶ川端跨線橋及び寺横跨線橋は老朽化が進んでいるため、橋の状態や利用状況、今後の維持管理などを踏まえ、川端跨線橋を修繕し、寺横跨線橋を撤去する集約・撤去事業に取り組み、令和8年度は、川端跨線橋の耐震補強に係る基礎調査を実施します。

(予算書171頁・道水路整備課)

新規

鉄道利用環境改善等事業

鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金

33,332千円



令和8年度の取組概要

- 鉄道事業者と行政が連携し、鉄道の輸送力増強や利便性向上等環境改善に資する事業を推進し、誰もが移動しやすい環境を創出するため、令和8年度は、箱根板橋駅のバリアフリー化に必要な経費の一部を補助します。

(予算書175頁・地域交通課)

主な事業一覧 (令和8年度予算)

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

事業名等	内 容	金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
いのちを大切にする小田原				
1 平和施策推進事業 平和を創るワークショップ事業費	憎しみや争いを作らず、お互いが認め合う「平和を創る」生き方について、平和講座の開催等の身近な題材をとおして世代を超えて考える機会を創出します。	新規 355	105	総務課 33-1291
2 ケアタウン推進事業 ケアタウン懇談会開催事業費	地域における福祉活動の現状と課題を共有し、今後の促進・支援のあり方などについて意見を聴取するため、活動に携わる方々を招いてケアタウン懇談会を開催します。	新規 60	129	福祉政策課 33-1863
3 ケアタウン推進事業 地域福祉活動支援委託料	新たに地域福祉活動支援員を配置し、既存の相談支援業務の担当者や市職員との連携のもと、各地区の支え合いや交流の活動の持続的な展開や充実、新たな活動の立ち上げなどを支援します。	新規 —	129	福祉政策課 33-1863
4 加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業	高齢者の日常生活の質の向上や社会参加の持続を支援し、認知症予防を図るため、補聴器購入費用の一部を助成します。	新規 960	133	健康づくり課 47-4721
5 地域子育て活動促進事業 地域こども・子育て懇談会開催事業費	子育て支援活動に造詣が深い方をアドバイザーに招き、地域で活動している子育て支援団体や子育て当事者などが集まり、意見交換を行う懇談会を開催します。	新規 60	137	子育て政策課 33-1874
6 母子家庭等自立支援事業 ひとり親家庭学び直し支援事業費	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。	新規 100	139	子育て政策課 33-1874
7 がん患者ウィッグ購入費助成事業	がん治療による脱毛などの外見の変化で生じる不安を軽減し、安心して治療を続けながら自分らしい生活を送れるよう、医療用ウィッグを購入をした場合に、その費用の一部を助成します。	新規 900	143	健康づくり課 47-4723
8 健康増進環境の質向上に向けた医療・地域連携モデル共創事業	医師会・大学と連携し、市内の協力民間運動施設における運動療法の検証を通じ、実施施設の拡大に向けた検討を行います。	新規 600	143	健康づくり課 47-0828

主な事業一覧（令和8年度予算）

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

事業名等	内 容	金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
9 妊婦・産婦支援事業 妊婦健康診査費用助成事業費	妊婦健康診査費用助成の拡充により、健康診査受診に係る経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう支援します。	拡充 97,628	145	子ども若者支援課 46-7025
10 乳幼児健康診査事業 1か月児健康診査事業費	1か月児健康診査の費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。	新規 5,725	145	子ども若者支援課 46-7025
11 乳幼児健康診査事業 5歳児健康診査実施検討事業費	令和9年度の5歳児健康診査の実施に向け、令和8年度は関係機関との調整等を行います。	新規 433	145	子ども若者支援課 46-7025
12 病院事業会計 新病院建設事業	令和8年5月の小田原市立総合医療センターの開院に向けて、引き続き医療機器等を整備するほか、令和10年度のグランドオープンに向け、現病院の解体や立体駐車場等の整備（2期工事）の準備を進めます。	継続 8,027,093	487 495	病院再整備課 34-3175
自然環境の恵みがあふれる小田原				
1 環境再生プロジェクト推進事業	本市の豊かな自然環境や地域資源を継承するため、遊休空間の環境保全と活用を多様な主体と協働で行う環境再生に取り組むため、モデル地域を選定し、実証事業を行い、多様な主体を増やす方策の検討や、持続可能な運営体制のあり方を検討します。	新規 450	147	環境政策課 33-1471
2 ネイチャーポジティブ推進事業	生物多様性の損失を食い止めるべく、市としてネイチャーポジティブ宣言を行い、日本自然保護協会の自治体認証を受けるとともに、生物多様性の価値を見える化する取組を進めるため、令和8年度は曾比・栢山地区を対象に生物相調査を行います。	継続 2,456	147	環境保護課 33-1481
3 脱炭素先行地域づくり事業	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、脱炭素先行地域として選定された本市事業を引き続き実施することで、市内の民間施設に係る省エネ・再エネ設備の導入を促進するなど、脱炭素の推進を図ります。	継続 382,500	149	ゼロカーボン 推進課 33-1426
4 重点対策加速化事業	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、太陽光発電設備の更なる普及による再生可能エネルギーの利用拡大等を図るため、これら設備導入に対し、その費用の一部を補助します。	継続 297,515	149	ゼロカーボン 推進課 33-1426

主な事業一覧 (令和8年度予算)

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

	事業名等	内 容		金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
5	生ごみ減量・資源化推進事業	家庭での生ごみ減量・堆肥化の取組をさらに推進するため、ミニ・キエーロ（小型の生ごみ処理容器）について、製作講習会などを実施し、普及促進を図ります。	拡充	1,672	149	環境政策課 33-1471
6	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化（1市3町の1系統化）に向けた検討業務を行います。令和8年度は基本構想に基づき、広域ごみ処理施設の候補地選定に係る調査等を進めます。	継続	7,695	149	環境政策課 33-1471
7	森林整備事業 森林現況調査・利用区分検討委託料	令和9年度からの神奈川県次期水源施策の実施にあたり、森林の現況を把握し、今後の森林整備の方向性を定めるため、県が実施した航空レーザ計測の成果を活用し、森林の現況調査、過去の施業履歴の整理及び森林利用区分（ゾーニング）の検討を行います。	新規	—	159	農政課 33-1494
8	森林整備事業 自伐型林業導入準備事業費	令和7年度の自伐型林業導入可能性調査業務の結果を踏まえ、自伐型林業導入に向けて、林業事業体・森林所有者等への普及啓発や事業候補地の選定等の現地調査を行います。	継続	1,420	159	農政課 33-1494

未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

1	地域コミュニティ推進事業 エディブル・スクールヤード推進事業費	人と地域のつながり創出や新たな人材の発掘により、地域活動の裾野を広げていくため、農と食を介した多世代交流の場を創出するエディブル・スクールヤードの取組を推進します。	新規	2,873	125	地域政策課 33-1389
2	地域コミュニティ推進事業 次世代の関わりしろ創出事業費	地域活動の実践者等との懇談会の開催や異なる地域特性を持つ東京都品川区と長野県飯田市との3自治体連携を通じて、次世代が関わりやすい環境づくりを実践的に進めていきます。	新規	395	125	地域政策課 33-1389
3	民間就学前教育・保育施設支援事業 保育士奨学金返済補助金	奨学金を利用して保育士の資格を取得し、市内民間保育所等に就職した者に対し、奨学金返済額の一部を補助し、保育人材の確保及び定着を図ります。	新規	1,400	139	保育課 33-1451
4	公立就学前教育・保育施設管理運営事業 公立保育所主食提供事業費	保護者負担の軽減を図るため、3歳以上の児童への主食の提供を開始します。	新規	19,008	139	保育課 33-1451

主な事業一覧（令和8年度予算）

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

	事業名等	内 容		金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
5	教職員人事・服務・健康管理事業 教育行政法務アドバイザリー事業費	学校現場で発生する日々のトラブルや法的問題について、教育行政を専門とする弁護士に助言を仰ぎ、早期解決や予防を図ります。	新規	—	183	教育指導課 33-1682
6	教職員人事・服務・健康管理事業 通話録音装置設置委託料	教職員の働き方改革に資する取組として、電話内容を正確に把握し、迅速かつ適切な対応を可能にするため、小中学校の電話に通話録音装置を導入します。	新規	—	183	教育指導課 33-1682
7	学校給食事業 学校給食のあり方検討事業費	「小田原市学校給食のあり方検討委員会」を設置し、給食の実施方式や今後の調理施設整備の方向性等、今後の学校給食全体のあり方について検討します。	新規	75	185	保健給食課 33-1691
8	学校給食事業 市立小学校給食費負担軽減事業費	国の制度である学校給食費の抜本的な負担軽減に加え、国の基準額を超える部分（物価高騰による給食材料費の増加分）についても補てんを行うことにより、無償化を実施します。	新規	512,710	185	保健給食課 33-1691
9	学校給食事業 市立中学校給食費負担軽減事業費	子育て支援策の一環として給食材料費の一部（令和7年度の給食費保護者負担額に対する1/3相当分及び物価高騰による給食材料費の増加分）を市費により補てんし、保護者の負担軽減を図ります。	新規	170,574	185	保健給食課 33-1691
10	学校給食事業 地場産物活用推進事業費	学校給食に練り製品や干物、梅干し等を使った小田原献立を実施するほか、市内産の農産物や水産物を利用し、地場産物の活用を推進します。	継続	7,000	185	保健給食課 33-1691
11	小学校給食事業 自校炊飯校拡大事業費	地元産米を活用する自校炊飯校を拡大することにより、地産地消を推進します。	拡充	2,795	187	保健給食課 33-1691
12	若者活躍応援事業 若者活躍応援講座開催事業費	若者同士のワークショップなどを含めた講座を連続して開催し、参加者同士の仲間づくりを進めるとともに、地域において活躍できる人材の育成につなげます。	新規	90	193	青少年課 33-1724

主な事業一覧（令和8年度予算）

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

	事業名等	内 容		金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
	地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原					
1	農業の多様な担い手育成支援事業 地域支援型農業体制構築事業費	持続可能な農業の実現を目指すため、地域の消費者が農業の実情を知り、農業を支えていく意識の醸成を行う等、地域が一体となって農業を支えるコミュニティ体制の構築を図ります。	継続	2,000	155	農政課 33-1494
2	地域産木材利用拡大事業 地域産木材PRパンフレット制作委託料	地域産木材の対外発信を強化し、需要創出や販路拡大を図るため、本市の森林・林業・木材産業の概要、木材利用の意義、これまでの木づかいの特色・取組事例等をまとめた冊子を制作します。	新規	—	159	農政課 33-1494
3	水産資源保護事業 漁場改良造成事業費補助金	片浦地域の磯場での藻場造成を目的とした試験的な新たな手法による取組に対し、費用の一部を補助します。	新規	200	161	水産海浜課 22-9227
4	小田原漁港にぎわい創出事業 海上交通実証調査委託料	市の事業として「漁船を活用したクルーズ事業」の採算性を見極めるため、令和8年度は実現の可能性を調査します。	新規	—	161	水産海浜課 22-9227
5	伝統工芸品産業产地組合助成事業 伝統的工芸品月間国民会議全国大会出展事業費	令和8年11月に神奈川県で開催される伝統的工芸品月間国民会議全国大会 (KOUGEI EXPO) で、小田原が誇るものづくりを発信します。	新規	1,000	163	産業政策課 33-1515
6	伝統工芸品産業产地組合助成事業 伝統的工芸品月間国民会議全国大会負担金	令和8年11月に神奈川県で開催される伝統的工芸品月間国民会議全国大会 (KOUGEI EXPO) の開催費の一部を負担します。	新規	4,000	163	産業政策課 33-1515
7	観光PR事業 大河ドラマ活用委託料	「北条五代」大河ドラマの実現に向けた取組の一環として、2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟！』(NHK)関係者によるトークショーを実施します。	新規	—	165	観光課 33-1521
8	観光PR事業 インバウンド誘客委託料	外国人観光客等を小田原城や街なかへ誘導するため、鉄道事業者と連携して、臨時観光案内所の設置や荷物一時預かりサービスを試行的に実施します。	新規	—	165	観光課 33-1521

主な事業一覧 (令和8年度予算)

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

	事業名等	内 容	金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
9	観光PR事業 (仮称) 富野由悠季展覧会 実行委員会負担金	公民連携による富野監督作品の展覧会などを開催して、国内外からの誘客を促し、地域経済の活性化と好循環につなげます。	新規 13,000	165	観光課 33-1521
10	健やかな食のまち小田原推進事業	市民や食にまつわる事業者の参画と協働により、「市民の食生活の充実」と「食によるまちの活性化」に取り組み、地産地消や食育の推進のほか、一次産業をはじめとした食にまつわる地域内事業者の育成や観光客の増加などにつなげて、地域経済の振興を図ります。	継続 16,500	165	観光課 33-1521
11	文化財保存修理等助成事業 山車等修繕費補助金	古くから地域に根差した祭礼文化の保存継承を支援するため、自治会や保存会が所有する山車、神輿（寺社所有は除く）の修繕費用の一部を補助します。	新規 1,000	193	文化財課 33-1717
安心して暮らすことができる小田原					
1	広報紙発刊事業 広報小田原デジタル版作成委託料	スマートフォン等での視認に適したデジタル版の広報紙を市ホームページに掲載し、発行日に誰もが閲覧できるようにします。	新規 —	109	広報広聴室 33-1261
2	建築物耐震化促進事業 建築物耐震化促進補助金 (グレーディング)	2000年基準を満たさない新耐震木造住宅（グレーディング）の耐震性能を検証するための耐震診断等に係る補助を新設します。	新規 1,600	167	建築指導課 33-1434
3	建築物耐震化促進事業 建築物耐震化促進補助金 (リバースモーゲージ)	高齢者が所有している旧耐震基準の木造住宅に対して、リバースモーゲージ型住宅ローンを活用した耐震改修の補助制度を新設します。	新規 500	167	建築指導課 33-1434
4	橋りょう維持修繕事業 川端跨線橋耐震基礎調査委託料	川端跨線橋及び寺横跨線橋は老朽化が進んでいるため、川端跨線橋を修繕し、寺横跨線橋を撤去する集約・撤去事業に取り組み、令和8年度は、川端跨線橋の耐震補強に係る基礎調査を実施します。	新規 —	171	道水路整備課 33-1648
5	都市空間デザイン事業	公・民・学が連携するUDCOD（アーバンデザインセンター小田原）が、旧ハローワークの前庭を取組拠点として活用するための整備等を行います。	拡充 16,692	173	都市政策課 33-1230

主な事業一覧（令和8年度予算）

※新規事業を中心に主な事業を抽出し、予算書掲載順に掲載しています。

	事業名等	内 容		金額 (千円)	予算書 頁	問い合わせ
6	路線バス等移動手段確保維持対策事業 A I オンデマンド交通事業者選定事業費	A I オンデマンド交通の実証運行開始に向けて、交通政策の専門家の助言を受け、事業者を選定します。	新規	124	175	地域交通課 33-1508
7	路線バス等移動手段確保維持対策事業 相乗りタクシー運行委託料	片浦地区での相乗りタクシー（おだタク）を実証事業から本格運行に切り替えます。	継続	—	175	地域交通課 33-1508
8	鉄道利用環境改善等事業 鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	鉄道事業者と行政が連携し、鉄道の輸送力増強や利便性向上等環境改善に資する事業を推進し、誰もが移動しやすい環境を創出するため、令和8年度は、箱根板橋駅のバリアフリー化に必要な経費の一部を補助します。	新規	33,332	175	地域交通課 33-1508

新規事業 37件

<基礎資料>一般会計予算

(1) 歳入 財源別内訳比較表

区分	令和8(2026)年度		令和7(2025)年度		比較	
	当初予算額(千円)	構成比(%)	当初予算額(千円)	構成比(%)	増減額(千円)	伸率(%)
市 税	34,297,000	43.31	33,189,000	42.12	1,108,000	3.34
うち個人市民税	13,120,838	16.57	12,221,235	15.51	899,603	7.36
うち法人市民税	1,836,387	2.32	1,873,387	2.38	△ 37,000	△ 1.98
うち固定資産税	15,563,291	19.65	15,262,240	19.37	301,051	1.97
うち市たばこ税	1,343,920	1.70	1,391,874	1.77	△ 47,954	△ 3.45
うち都市計画税	1,926,090	2.43	1,909,009	2.42	17,081	0.89
地方消費税交付金	5,600,000	7.07	4,900,000	6.22	700,000	14.29
地方交付税	4,280,000	5.40	4,600,000	5.84	△ 320,000	△ 6.96
国庫支出金	16,703,326	21.09	16,560,122	21.02	143,204	0.86
県支出金	6,184,052	7.81	5,866,203	7.44	317,849	5.42
寄 附 金	1,511,005	1.91	1,506,005	1.91	5,000	0.33
繰 入 金	1,135,583	1.43	1,757,696	2.23	△ 622,113	△ 35.39
うち財政調整基金繰入金	1,000,000	1.26	1,600,000	2.03	△ 600,000	△ 37.50
繰 越 金	300,000	0.38	300,000	0.38	—	—
競輪事業収入	250,000	0.32	250,000	0.32	—	—
市 債	2,355,200	2.97	3,348,500	4.25	△ 993,300	△ 29.66
うち臨時財政対策債	—	—	—	—	—	—
そ の 他	6,583,834	8.31	6,522,474	8.27	61,360	0.94
合 計	79,200,000	100.00	78,800,000	100.00	400,000	0.51

(2) 歳入の内訳

<自主財源>

計 415億2千万円 (52.43%)

その他の自主財源

34億円 (4.30%)

繰越金

3億円 (0.38%)

使用料及び手数料

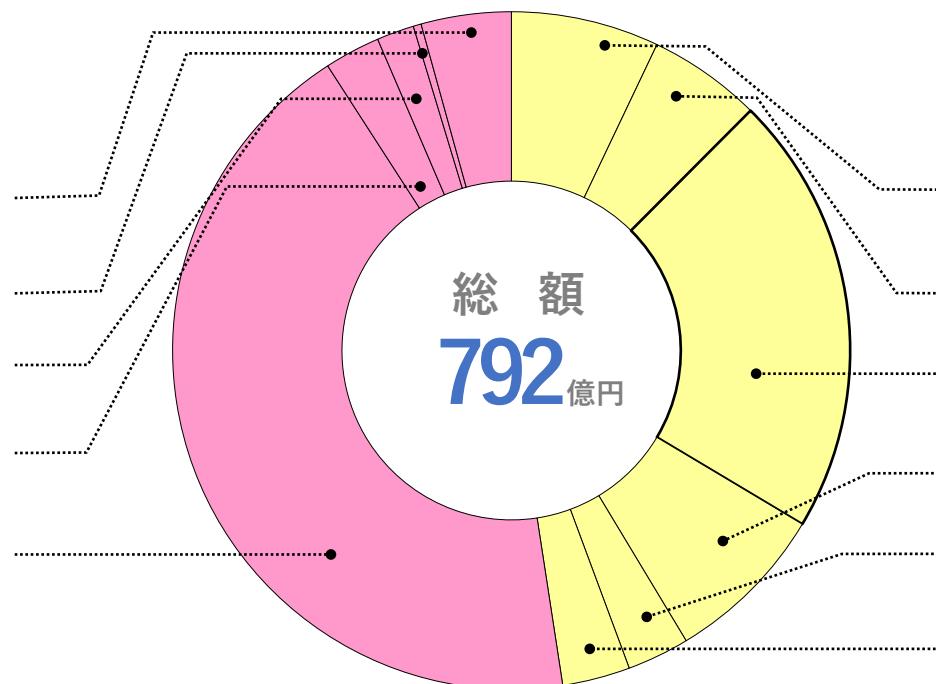
14億1千万円 (1.78%)

諸収入

21億1千万円 (2.66%)

市 税

343億円 (43.31%)



<依存財源>

計 376億8千万円 (47.57%)

地方消費税交付金

56億円 (7.07%)

地方交付税

42億8千万円 (5.40%)

国庫支出金

167億円 (21.09%)

県支出金

61億8千万円 (7.81%)

市 債

23億6千万円 (2.97%)

その他の依存財源

25億6千万円 (3.23%)

(3) 歳出～性質別予算～

区分	令和8(2026)年度		令和7(2025)年度		比較	
	当初予算額(千円)	構成比(%)	当初予算額(千円)	構成比(%)	増減額(千円)	伸率(%)
義務的経費	42,106,290	53.16	41,015,966	52.05	1,090,324	2.66
人件費	13,394,313	16.91	12,631,349	16.02	762,964	6.04
扶助費	23,125,332	29.20	22,825,133	28.97	300,199	1.32
公債費	5,586,645	7.05	5,559,484	7.06	27,161	0.49
うち元金償還金	5,162,696	6.52	5,212,455	6.61	△ 49,759	△ 0.95
投資的経費	5,557,152	7.02	6,304,817	8.00	△ 747,665	△ 11.86
補助事業	3,454,396	4.37	2,973,338	3.77	481,058	16.18
単独事業	2,102,756	2.65	3,331,479	4.23	△ 1,228,723	△ 36.88
繰出金	10,636,650	13.43	10,334,419	13.12	302,231	2.92
物件費	14,277,278	18.04	14,377,138	18.25	△ 99,860	△ 0.69
補助費等	5,069,953	6.39	5,222,255	6.62	△ 152,302	△ 2.92
その他の経費	1,552,677	1.96	1,545,405	1.96	7,272	0.47
合計	79,200,000	100.00	78,800,000	100.00	400,000	0.51

(4) 性質別予算の内訳

<投資的経費>

計 55億6千万円 (7.02%)

補助事業

34億6千万円 (4.36%)

単独事業

21億円 (2.66%)

<繰出金>

106億4千万円 (13.43%)

<その他の経費>

15億5千万円 (1.96%)

<補助費等>

50億7千万円 (6.39%)

<物件費>

142億8千万円 (18.04%)

<義務的経費>

計 421億円 (53.16%)

人件費

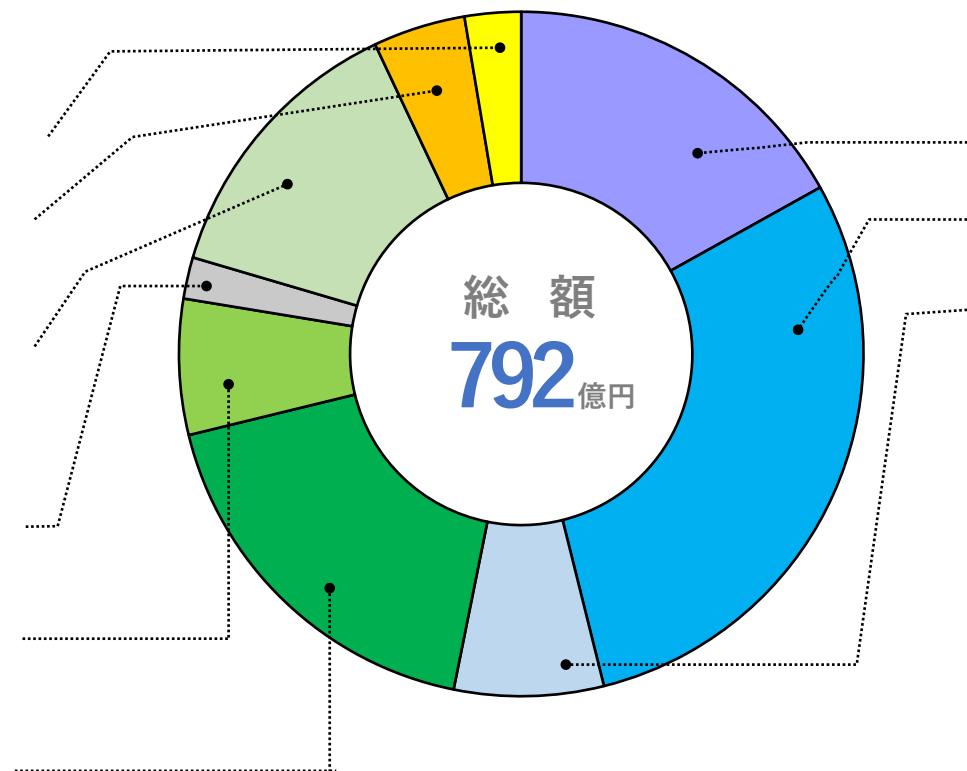
133億9千万円 (16.91%)

扶助費

231億2千万円 (29.20%)

公債費

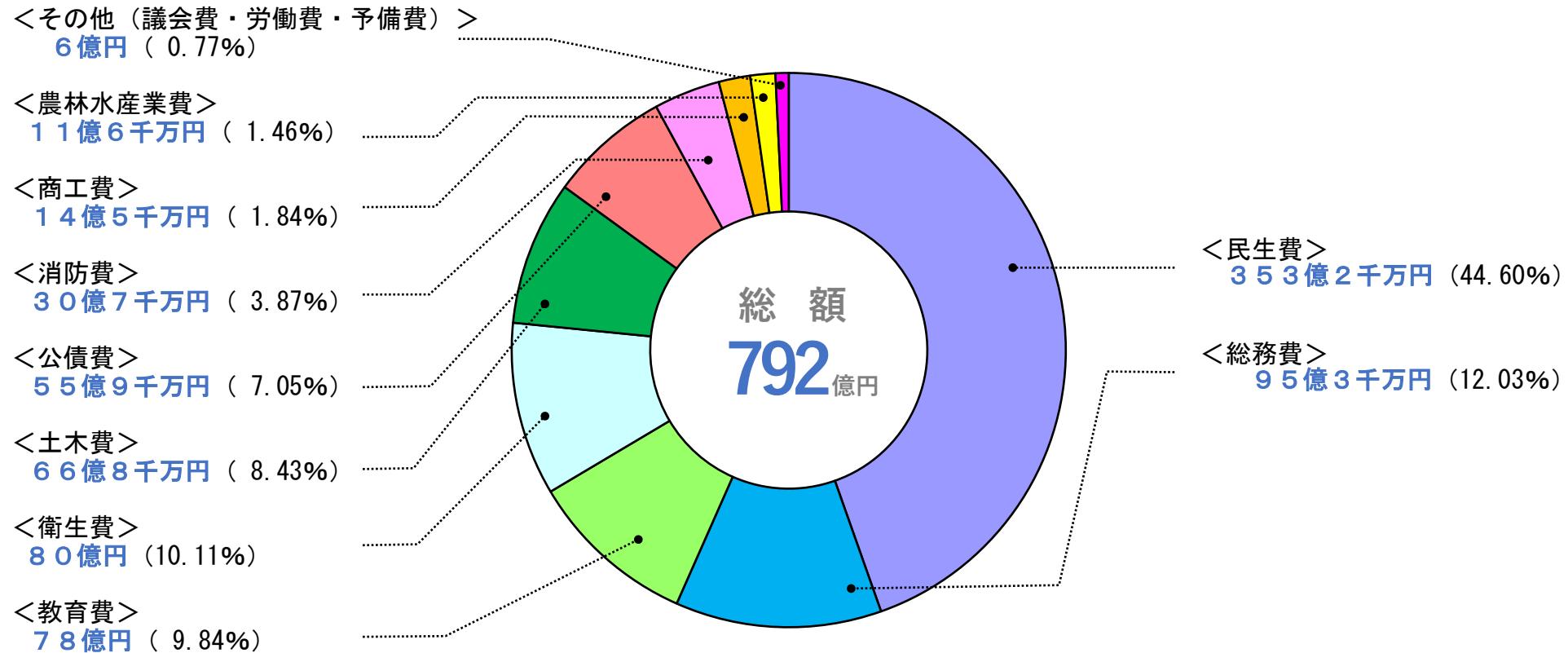
55億9千万円 (7.05%)



(5) 歳出～目的別予算～

区分	令和8(2026)年度		令和7(2025)年度		比較	
	当初予算額(千円)	構成比(%)	当初予算額(千円)	構成比(%)	増減額(千円)	伸率(%)
議会費	450,723	0.57	440,733	0.56	9,990	2.27
総務費	9,529,650	12.03	9,935,666	12.61	△ 406,016	△ 4.09
民生費	35,319,304	44.60	35,045,061	44.47	274,243	0.78
衛生費	8,004,775	10.11	8,037,520	10.20	△ 32,745	△ 0.41
労働費	128,454	0.16	129,204	0.16	△ 750	△ 0.58
農林水産業費	1,157,307	1.46	1,134,081	1.44	23,226	2.05
商工費	1,453,475	1.84	1,463,095	1.86	△ 9,620	△ 0.66
土木費	6,676,910	8.43	6,020,643	7.64	656,267	10.90
消防費	3,067,154	3.87	2,925,547	3.71	141,607	4.84
教育費	7,795,603	9.84	8,076,452	10.25	△ 280,849	△ 3.48
公債費	5,586,645	7.05	5,559,484	7.06	27,161	0.49
予備費	30,000	0.04	32,514	0.04	△ 2,514	△ 7.73
合計	79,200,000	100.00	78,800,000	100.00	400,000	0.51

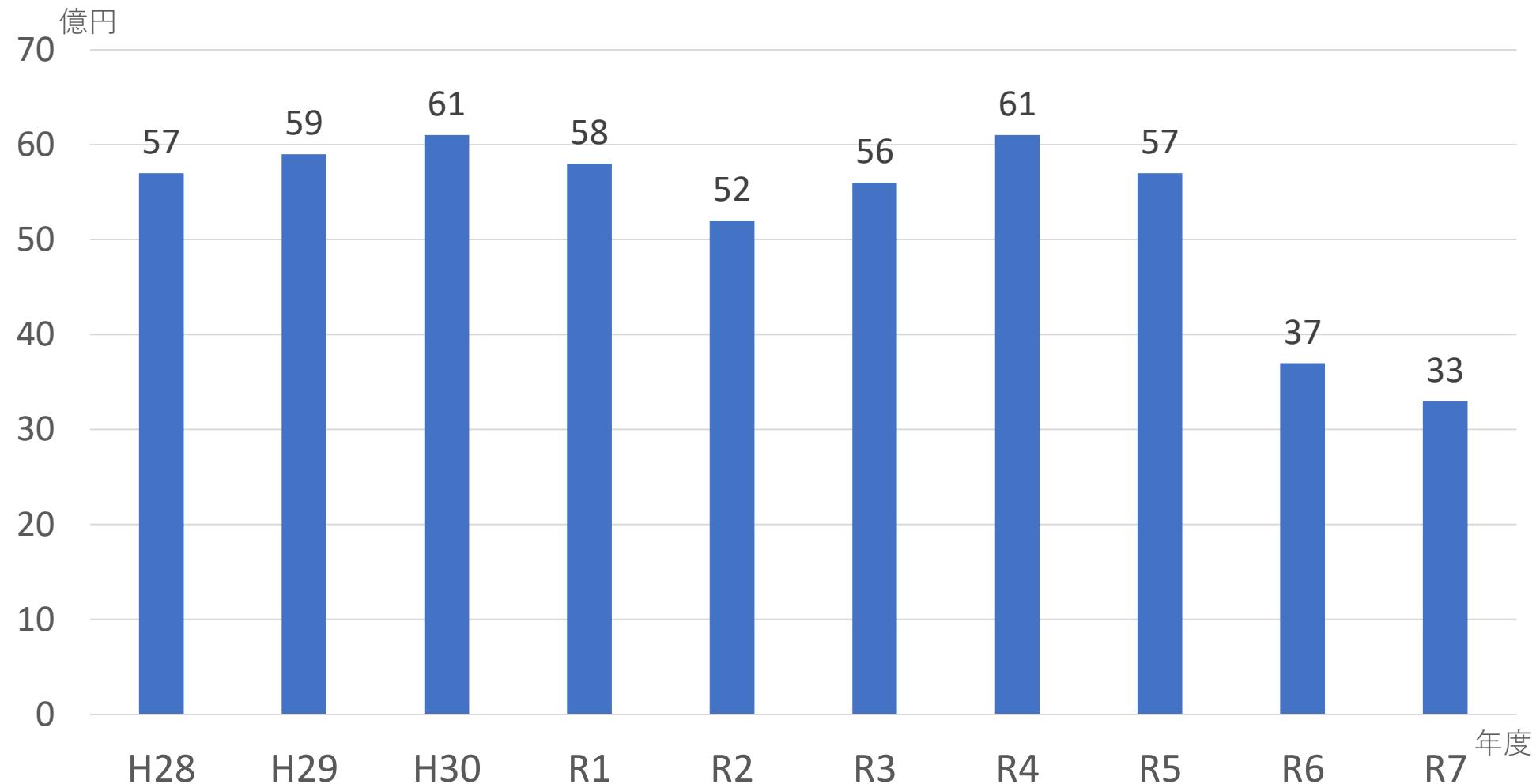
(6) 目的別予算の内訳



<基礎資料>特別会計・企業会計予算

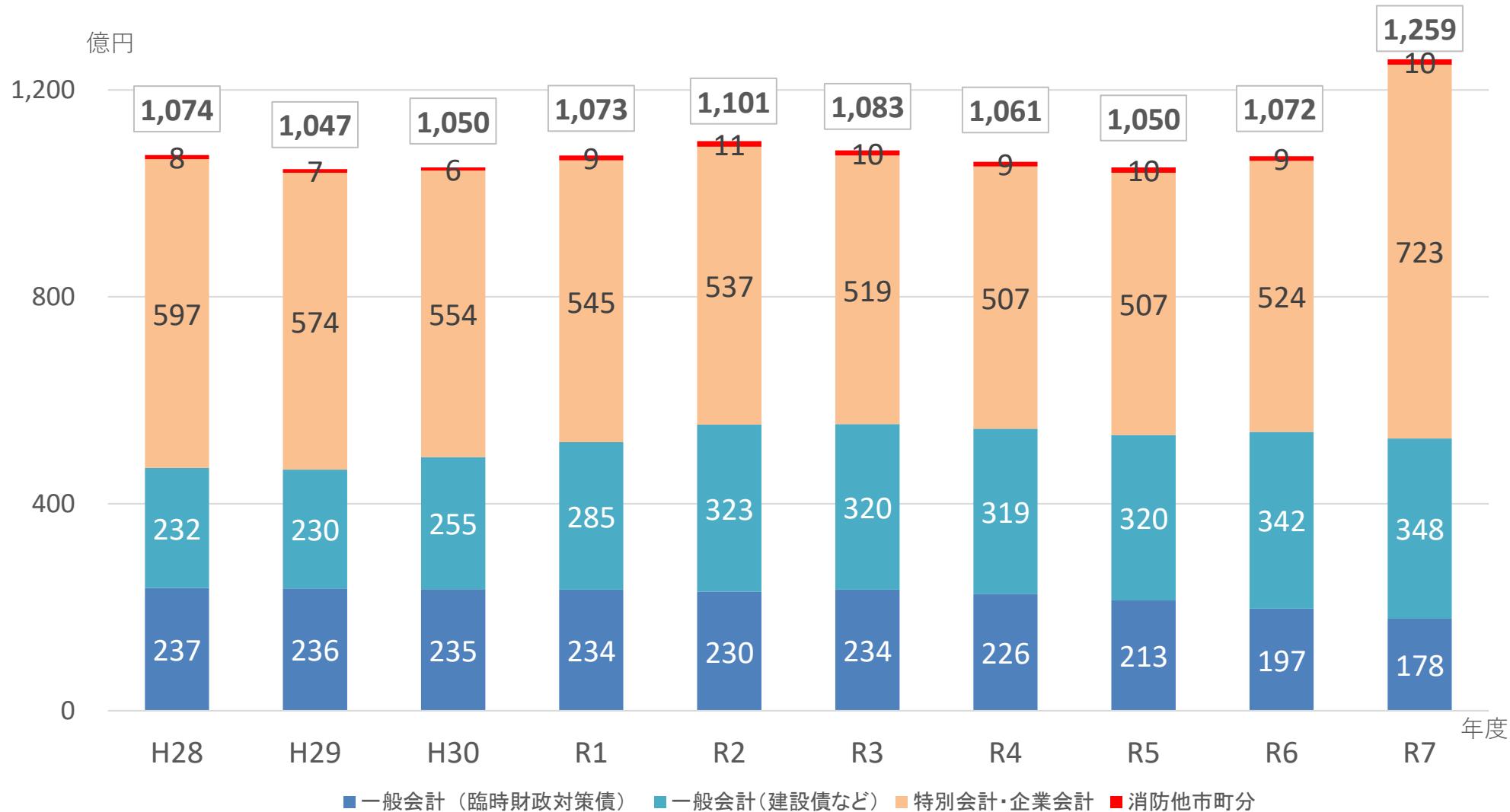
会計名	令和8(2026)年度	令和7(2025)年度	比較	
	当初予算額(千円)	当初予算額(千円)	増減額(千円)	伸率(%)
特別会計	競輪事業特別会計	33,330,000	30,770,000	2,560,000 8.32
	天守閣事業特別会計	210,000	146,000	64,000 43.84
	国民健康保険事業特別会計	18,866,000	19,343,000	△ 477,000 △ 2.47
	国民健康保険診療施設事業特別会計	29,000	29,000	— —
	公設地方卸売市場事業特別会計	202,000	182,000	20,000 10.99
	介護保険事業特別会計	18,590,000	18,454,000	136,000 0.74
	後期高齢者医療事業特別会計	6,666,000	6,024,000	642,000 10.66
	広域消防事業特別会計	5,675,000	4,857,000	818,000 16.84
	地下街事業特別会計	513,000	469,000	44,000 9.38
	計	84,081,000	80,274,000	3,807,000 4.74
企業会計	水道事業会計	10,210,614	8,878,930	1,331,684 15.00
	病院事業会計	29,894,745	37,203,214	△ 7,308,469 △ 19.64
	下水道事業会計	11,492,172	12,023,924	△ 531,752 △ 4.42
	計	51,597,531	58,106,068	△ 6,508,537 △ 11.20

<基礎資料>財政調整基金残高の推移



※R 7は決算見込額です。

<基礎資料>市債残高(全会計)の推移



※R 7は決算見込額です。

※臨時財政対策債とは、地方交付税の代替財源として発行が認められている地方債です。

